

フランスのソーシャルワーク 第3回

## フランスの児童福祉の仕組み

### － どのように子どもの権利を守ろうとしているか

安發明子(在パリ ライター/通訳)

フランスの児童保護の特徴は「予防」と「司法の利用」といえる。

子どもの権利を守る役割を課された専門家が教育機関や地域に配置され、全ての子どもを確認し、さらに子どもをよりよくケアできるよう親にも「親であることを支援する」仕組みを国家戦略として用意している。国が専門家を通して福祉を実現しようとしている。

子どもの意思を守るため、そして専門家の視点も反映させるために司法が積極的に利用されている。施設・里親措置となる子どもの9割が裁判官命令だ。

「虐待」という言葉は使われず、保護の基準は「心配＝子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」とされている。つまり不登校や家出や性的ビジネスも対象となる。

調査先はパリ市と、その北にあるセヌ・サン・ドニ県なのだが、思春期以降の保護理由は親子ゲンカが一番多いとされていて、安心して家出できるシェルターなども配置されている。「子どもの権利を守ること」をフランスはどのように解釈し、そのためにどのような仕組みを用意しているか。調査し考察した。

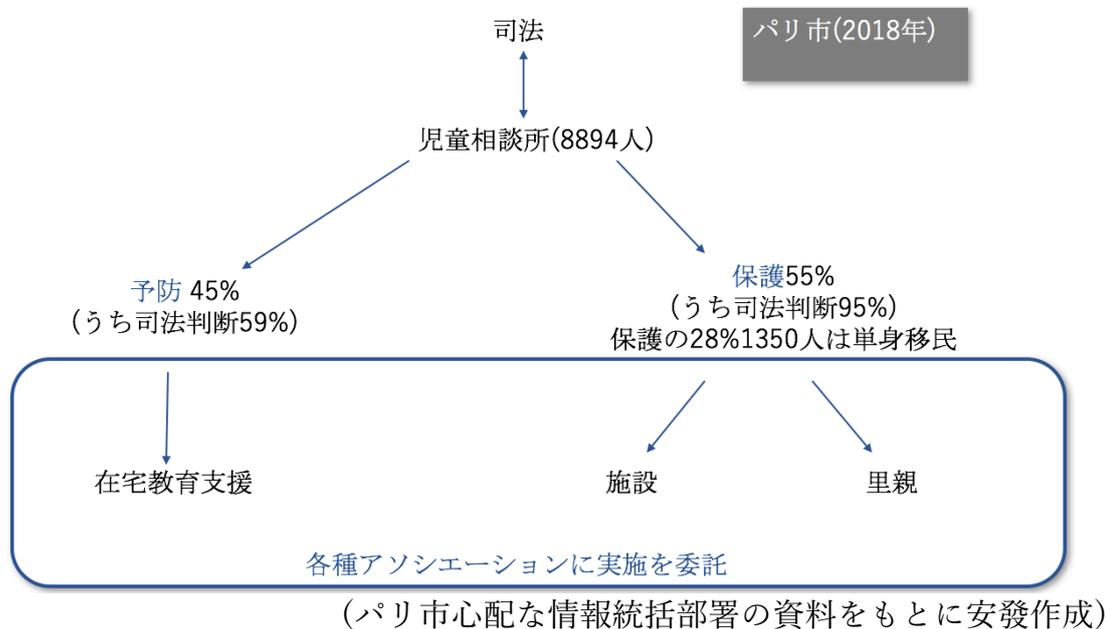
1. 「家族と子どもの支援」と「子どもの権利」 ..... 265
2. 「全ての子どもと親を支援」することで予防している ..... 268
3. 子どもを保護する基準と「心配な情報」 ..... 273
4. 保護の前提としての家族への支援 ..... 277
5. 未成年が選べることのできる福祉が張りめぐらされている ..... 286
6. 一時保護の目的は安全確保だけではなく解決方法の模索 ..... 290
7. 警察の未成年保護班は裁判官の目 ..... 292
8. 親であることの支援により家庭外措置がなくなる未来 ..... 295

9. 複数の大人で子どもを育てる.....	302
10. 子どもと同じだけ親も他の兄弟も支援する在宅教育支援.....	304
11. 里親と養親.....	306
12. 家族、親子関係の中での子ども.....	310
13. 近年の傾向と課題.....	312
引用.....	315
職業、サービス、機関の説明.....	316

### 1. 「家族と子どもの支援」と「子どもの権利」

フランスの司法関与はヨーロッパの中でも高い方であると言われている。  
 パリ市でも家庭外措置の決定の95%は裁判官が決定し、親が同意した措置は5%のみである。

図：パリ市の児童相談所フォロー数とその内訳



法律は全国に適応されているが、予算は県ごとに組まれている。  
 児童保護の範囲は妊娠中から18歳まで、また契約を結ぶ形(CJM Contrat Jeune Majeur)で21歳までを支援する。なので妊娠中の女性の保護は児童保護措置としておこなわれる。

児童保護で提供する支援のもととなっている法律は以下である。  
社会福祉家族法 **Code de l'Action Sociale et des Familles (CASF)**

CASF Art. L.112-3<sup>1</sup>

児童保護は子どもが根本的に必要とするもの、すなわち  
子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え  
健康・安全・精神・教育が守られること、  
それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする。

同じ条文の続きにこの児童保護についての調査の方法も細かく書かれている。

CASF Art. L.112-3 (続き抜粋)

- 家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。
- 親が直面している困難を理解すること、そして安心して利用できる状況に適した支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える。
- これら一連の手続きについて子どもは自分に関する決定に参加する。

家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなうと書かれているので、調査だけでなく提案など働きかけが求められていることがわかる。

そしてそこには親が直面している困難の理解をすること、そして安心して利用できる「状況に適した支援の紹介だけでなく実行し」親が教育的責任を全うできるようになるよう支えること。つまり暴力のあるなしの判断だけでなく、親は何に困っているのかについて知り、それに対して支援が軌道に乗るまで試行錯誤するところまで求められている。

ちなみに日本の現場では「養育能力の低さ」という言葉を聞くのだが、フランスでそのような表現は聞かない。それは、養育能力を引き出すことが福祉職のミッションだからだ。

<sup>1</sup> CASF Art. L.112-3 : La protection de l'enfance vise à garantir la prise en compte des besoins fondamentaux de l'enfant, à soutenir son développement physique, affectif, intellectuel et social et à préserver sa santé, sa sécurité, sa moralité et son éducation, dans le respect de ses droits.

- S'appuyer sur les ressources de la famille et l'environnement de l'enfant.
- Elles impliquent la prise en compte des difficultés auxquelles les parents peuvent être confrontés dans l'exercice de leurs responsabilités éducatives et la mise en œuvre d'actions de soutien adaptées en assurant, le cas échéant, une prise en charge partielle ou totale de l'enfant.

Dans tous les cas, l'enfant est associé aux décisions qui le concernent.

フランスでは「親であることの支援」と言うが、子どもが学校で注意散漫であったとしたら、それは家庭内の不具合によるものだから子どもへの働きかけよりもまず家族全員の不具合に対し支援をすることで子どもの状態は自然とよくなるという考えである。

これら一連の手続きについて子どもは自身に関する決定に参加すると書かれている。

子どもが権利の主体であることが確認されている。

CASF Art. L.112-4<sup>2</sup>

子どもについての全ての決定において、  
子どもの利益、  
子どもが物質的、知的、社会的、及び情緒的に必要とするもの、  
子どもの権利、が優先される。

支援の考え方としては以下の優先順序であるということがわかる。

1. 予防
2. 家族の支援
3. 予防と家族の支援では足りなかった場合のみ一部または全面的な子どもへの関与

予防として県は3つの役割を任されている。(Ministère, Guide pratique)

- 周産期における予防
- 教育上の困難の予防
- 若者と家族への特別予防活動

フランスでは以前は放棄された子どもが児童保護の対象であったが、1889年の法律で道徳的に放置されている(moralement abandonné)子どもも保護の対象となり、いわゆる虐待を扱う最初の契機となった。子どもの健康、安全、精神が害される場合の、親権喪失や一部剥奪を初めて定めた。

予防は 1989 年の「児童保護のため不適切な扱いを予防するための法律<sup>3</sup>」からのソーシャルワークの流れであるが、さらに 2007 年の法律で強化された。背景としては、2005 年に虐待事件が相次いで報道され、一般層の知識不足、親権が強すぎることを、専門職間の情報共有が不足していることを受けて 2005 年に各分

<sup>2</sup> CASF Art. L.112-4 : L'intérêt de l'enfant, la prise en compte de ses besoins fondamentaux, physiques, intellectuels, sociaux et affectifs ainsi que le respect de ses droits doivent guider toutes décisions le concernant.

<sup>3</sup> Loi 89-487 du 10 juillet 1989 relative à la prévention des mauvais traitements à l'égard des mineurs et à la protection de l'enfance.

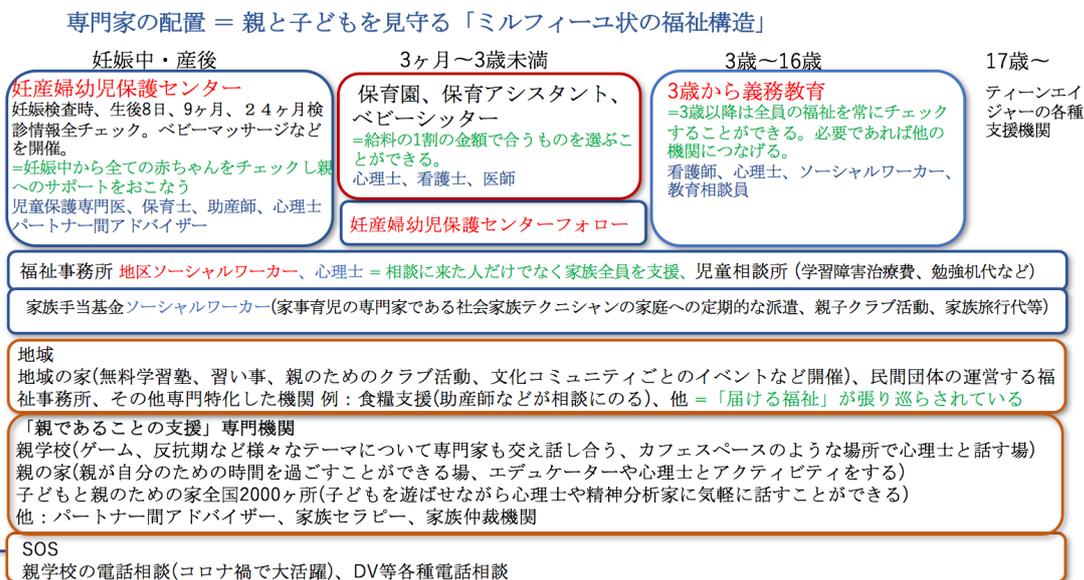
野の専門職 100 人が政府に要望書を提出した。予防強化、家庭内を支援することで施設措置を減らし裁判官関与も減らして家庭内で子どもが暮らせるようにすること、心配な情報が確実に集まり適切な調査がされることを要望し実現した法律だった(Verdier, 2007)。

2007年の法律  
不適切な扱いを受けた子どもへの支援  
→リスクに瀕する可能性がある全ての子どもへの支援  
→全ての子どもと親への支援

## 2. 「全ての子どもと親を支援」することで予防している

福祉の対象を全ての子どもと親にまで広げ、専門職を妊娠から子の成人まで切れ目なく配置し「皆に共通の権利」として福祉を提供、親であることを支援することで虐待のような深刻な事態を防ぎ、コストも削減する方向に舵が切られた。

実際に切れ目なく支援がはりめぐらされている様子は以下の図の通りである。



安發作成 2021年2月

妊娠中も細かい規定があるが<sup>4</sup>最初に妊娠を診察した医師や助産師が妊娠届を書き、その内容は妊産婦幼児保護センターが全件チェックし、気になるケースは

<sup>4</sup> <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F963>

家庭訪問、妊娠中に病院でソーシャルワーカーの面接があり、産後48時間以内に助産師か妊産婦幼児保護センターの小児看護師が家庭訪問、その後も必要な期間1日おきの訪問が続いたあと妊産婦幼児保護センターに3日に一度、週1度、二週に一度、月一回といった形で継続的な見守りの中で過ごす。

予防の柱は妊娠期から学齢期までは妊産婦幼児保護センター・学校・地区ソーシャルワーカー<sup>5</sup>である。2007年の予防に関する法律で妊産婦幼児保護センターの産前産後ケア、リスク予防が明記された。

周産期や乳幼児期の支援についてはまた改めて別の機会に記述するが、この期間に様々な専門職に囲まれた中で子育てをし、誰もが専門職に助けをもらう経験をする。実際助けをもらった経験で専門職の存在を認識し、また何かあったときに助けを求めるといった行動をとることを学ぶ。助けをもらえた経験を積み重ねるなかで、専門職であれば初めての人であっても話すハードルが下がっていく。

日本ではこれまでそこまで積極的な親子への関わりがなかったので、親の判断で適宜医療や福祉を利用する仕組みの中で、なかなか繋がらない人が出てくるのは無理のないことである。

福祉事務所の地区ソーシャルワーカーは家族全員を同じ人が担当し、経済的問題、健康、子どものこと、生活保護も含め全ての福祉のコーディネートをする。家族問題についての継続した現任研修が法律で定められている(Code de l'éducation Art L542-1, CASF Art L.226-12-1)。1つの家族を二人以上で担当することになっていてチーム内に心理士がいる。

ソーシャルワーカーの役目は以下のように定められている。

ソーシャルワーカー Le décret n°2017-877 CASF<sup>6</sup>

市民が基本的な権利へアクセスできること、社会内包容、市民としての活動を十分できることを目的とする。人々が自身のためそして自分を取りまく環境のために行動する力の発展を支える。ソーシャルワークの専門職と、サポートする人との関係性は、後者の尊厳を尊重したものでなければならない。

<sup>5</sup> ソーシャルワーカー(DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social) : 国家資格。大学卒業と同じレベルで高校卒業後3年間を要する。理論に1749時間、研修に1820時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。

<sup>6</sup> Le décret n°2017-877 dans le Code de l'Action Sociale et des Famille du 6 mai 2017, une définition officielle du travail social : vise à permettre l'accès des personnes à l'ensemble des droits fondamentaux, à faciliter leur inclusion sociale et à exercer une pleine citoyenneté (...). Il participe au développement des capacités des personnes à agir pour elles-mêmes et dans leur environnement. Il se fonde sur la relation entre le professionnel du travail social et la personne accompagnée, dans le respect de la dignité de cette dernière.

権利の範囲は1998年の法律で定められ、その実施状況について政府は2年に一度評価をおこない監視を続けている。この法律は形を変えながらも残存している<sup>7</sup>。

権利の範囲 (1998年の法律<sup>8</sup>)

「就労、職業訓練、住居、健康、教育、文化、社会保障、市民権、スポーツ、バカンス、レジャー、交通」を国民皆が享受することができる。

つまり、権利があるだけでなく、除外されることを各機関は予防する役目がある<sup>9</sup>。

児童相談所のフランス語名は Aide sociale à l'enfance 「子どものための社会的支援」であり、子ども専用ソーシャルワーカーの役割である。学習用机が必要、学習障害の専門的ケアを受ける費用が必要といったときにも児童相談所の現金給付を受けることができる。

子どものための社会的支援(児童相談所)の役割(CASF Art L221-1<sup>10</sup>抜粋)

<sup>7</sup> 元の法律：<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000206894>

修正：<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000206894/2021-02-09/>

<sup>8</sup> Loi n°98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions : La lutte contre les exclusions est un impératif national fondé sur le respect de l'égalité de tous les êtres humains et une priorité de l'ensemble des politiques publiques de la nation.

La présente loi tend à garantir sur l'ensemble du territoire l'accès effectif de tous aux droits fondamentaux dans les domaines de l'emploi, du logement, de la protection de la santé, de la justice, de l'éducation, de la formation et de la culture, de la protection de la famille et de l'enfance.

L'Etat, les collectivités territoriales, les établissements publics dont les centres communaux et intercommunaux d'action sociale, les organismes de sécurité sociale ainsi que les institutions sociales et médico-sociales participent à la mise en oeuvre de ces principes. Ils poursuivent une politique destinée à connaître, à prévenir et à supprimer toutes les situations pouvant engendrer des exclusions.

<sup>9</sup> <https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/044000202.pdf>

<sup>10</sup> Le service de l'aide sociale à l'enfance est un service non personnalisé du département chargé des missions suivantes :

1° Apporter un soutien matériel, éducatif et psychologique tant aux mineurs et à leur famille ou à tout détenteur de l'autorité parentale, confrontés à des difficultés risquant de mettre en danger la santé, la sécurité, la moralité de ces mineurs ou de compromettre gravement leur éducation ou leur développement physique, affectif, intellectuel et social, qu'aux mineurs émancipés et majeurs de moins de vingt et un ans confrontés à des difficultés familiales, sociales et éducatives susceptibles de compromettre gravement leur équilibre ;

2° Organiser, dans les lieux où se manifestent des risques d'inadaptation sociale, des actions collectives visant à prévenir la marginalisation et à faciliter l'insertion ou la promotion sociale des jeunes et des familles, notamment celles visées au 2° de [l'article L. 121-2](#) ;

3° Mener en urgence des actions de protection en faveur des mineurs mentionnés au 1° du présent article ;

4° Pourvoir à l'ensemble des besoins des mineurs confiés au service et veiller à leur orientation, en collaboration avec leur famille ou leur représentant légal ;

5° Mener, notamment à l'occasion de l'ensemble de ces interventions, des actions de prévention des situations de danger à l'égard des mineurs et, sans préjudice des compétences de l'autorité judiciaire, organiser le recueil et la transmission, dans les conditions prévues à l'article L. 226-3, des informations préoccupantes relatives aux mineurs dont la santé, la sécurité, la moralité sont en danger ou risquent de l'être ou dont l'éducation ou le développement sont compromis ou risquent de l'être, et participer à leur protection ;

6° Veiller à ce que les liens d'attachement noués par l'enfant avec d'autres personnes que ses parents soient maintenus, voire développés, dans son intérêt supérieur.

Pour l'accomplissement de ses missions, et sans préjudice de ses responsabilités vis-à-vis des enfants qui lui sont confiés, le service de l'aide sociale à l'enfance peut faire appel à des organismes publics ou privés habilités dans les conditions prévues aux [articles L. 313-8, L. 313-8-1 et L. 313-9](#) ou à des personnes physiques.

- 健康、安全、精神をリスクにさらす恐れがある、もしくは教育、身体的、精神的、知的、社会的発展が制限される恐れがある 21 歳未満の子どもと家族双方に物質的、教育的、心理的な支援をおこなう。
- 若者とその家族がマージナライズされることを防ぎ、社会内包容できるように、集団を対象とした予防活動をする。
- 1 項目目がリスクにさらされているおそれのある子どもを緊急で保護する。
- 子どもが親以外の人たちと築いてきたアタッチメントの絆が子どもの利益のために保たれ、育つことを支える。

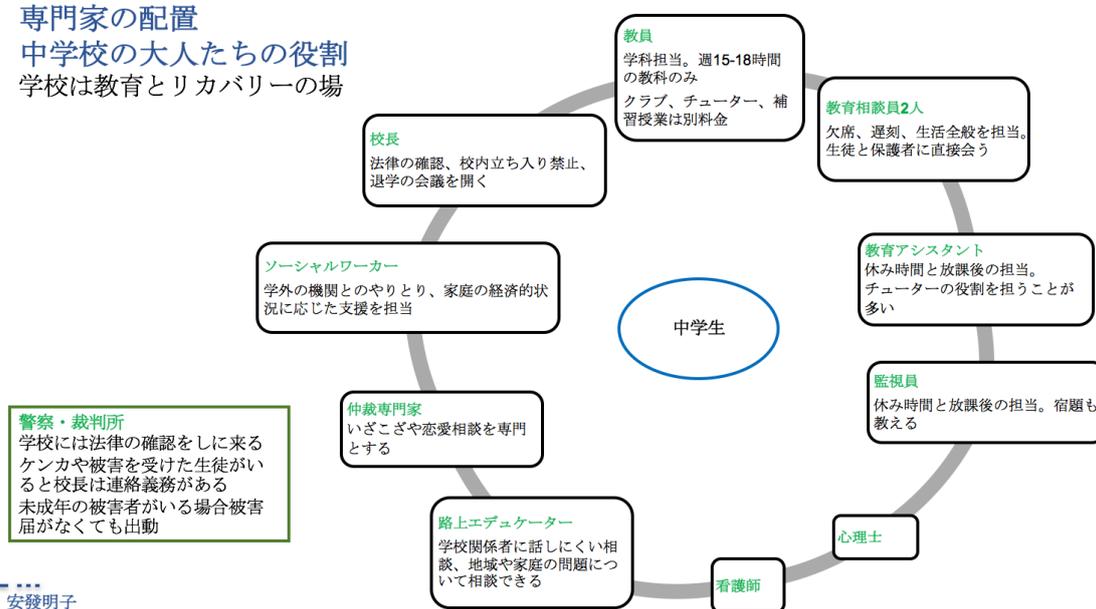
児童相談所がフォローしている人数はフランスは 34 万人で 18 歳未満人口の約 2%、日本は 4 万 5000 人で 0.2%に過ぎない。

フランスの社会的養育関係予算額は 1 兆 8329 億円、その中に人件費や予防活動費は含まれていない。日本の 10 倍の額である。(平成 30 年厚生労働省子ども家庭局 第 6 回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会 資料 1-1、ONPE ホームページ)

学校においても児童福祉の専門職が配置されている。

### 専門家の配置

#### 中学校の大人たちの役割 学校は教育とリカバリーの間



安發明子

(セヌ・サン・ドニ県のある中学校での調査をもとに安發作成)

学校の欠席については教育法Art L131-8<sup>11</sup>に明記されている。月半日を4回休むということが基準になっており、それを超える場合の学校がとるべき手続きについて書かれている。

社会家族法の中には学校の欠席について児童相談所の関与と親の役割について書かれている。

欠席が続く際の学校と家族と児童相談所(CASF Art.L222-4-1<sup>12</sup>)  
校長は親としての責任に関する契約書を結ぶか、状況に合った支援を児童相談所がおこなう。契約書には親権者の責任について書かれ、状況を改善するためのあらゆる支援が提案される。  
もし親が責任を遂行しない、契約書にサインしないなどの場合は、子どもについて出されている手当の停止、刑事訴追等がおこなわれる。

筆者が調査した中学校では、頭痛などの理由の休みでも、中学生が月に何回も頭痛になるのはおかしいのですぐに教育相談員が状況を把握、子どもが選んだ教育アシスタントや教師とチューター契約を結んで個別指導するようにする。理由は何であれ校長は月半日を4回休む生徒については県の担当部署に報告、理由を調べて支援を提案し、その後の様子の報告義務があるということだった。また、自分が生き生きできると思える場所にいることが大事なので、合わない場合は他校の見学や転校もできるようにしていた。

### 現在のフランスの児童福祉の特徴

専門家を配置して、全ての子どもと親を対象に支援する  
虐待ではなくリスクという概念で判断することで予防的な支援をおこなう  
子どもの意思を尊重できるよう司法を活用  
福祉は「皆に共通の権利」

<sup>11</sup> [https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000038901903/](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000038901903/)

<sup>12</sup> CASF Art L222-4-1 En cas d'absentéisme scolaire, tel que défini à l'article L. 131-8 du code de l'éducation, de trouble porté au fonctionnement d'un établissement scolaire ou de toute autre difficulté liée à une carence de l'autorité parentale, le président du conseil général, (...) propose aux parents ou au représentant légal du mineur un contrat de responsabilité parentale ou prend toute autre mesure d'aide sociale à l'enfance adaptée à la situation. Ce contrat rappelle les obligations des titulaires de l'autorité parentale et comporte toute mesure d'aide et d'action sociales de nature à remédier à la situation. Son contenu, sa durée et les modalités selon lesquelles il est procédé à la saisine du président du conseil général et à la conclusion du contrat sont fixés par décret en Conseil d'Etat. Ce décret fixe aussi les conditions dans lesquelles les autorités de saisine sont informées par le président du conseil général de la conclusion d'un contrat de responsabilité parentale et de sa mise en oeuvre.

Lorsqu'il constate que les obligations incombant aux parents ou au représentant légal du mineur n'ont pas été respectées ou lorsque, sans motif légitime, le contrat n'a pu être signé de leur fait, le président du conseil général peut :

1° Demander au directeur de l'organisme débiteur des prestations familiales la suspension du versement de tout ou partie des prestations afférentes à l'enfant, en application de l'article L. 552-3 du code de la sécurité sociale ;

2° Saisir le procureur de la République de faits susceptibles de constituer une infraction pénale ;

3° Saisir l'autorité judiciaire pour qu'il soit fait application, s'il y a lieu, des dispositions de l'article 375-9-1 du code civil.

予防体制は専門職を張り巡らせるという形で築き、全ての子どもと親を支援しようとしている。

### 3. 子どもを保護する基準と「心配な情報」

心配な状況については市民法で定められている。

#### Code Civil Art 375<sup>13</sup>

子どもの健康・安全・精神面が危険やリスクにさらされていたり、  
子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスク  
にさらされている場合

つまり、学校に行かないことも、家出も、性的ビジネスも対象になる。虐待より幅を広くとることによって、早期支援、予防につながっている。  
2007年以降「心配な情報統括部署」という専門部署を置いている。

#### 心配な情報統括部署(L226-3 CASF CRIP<sup>14</sup>)

専門の訓練を受けた複数の職種にまたがる専門職による状況の調査判断。  
この機会に同居している全ての未成年の調査もおこなわれる。  
子どものリスクかつ危険に関する情報を集める。  
提案した支援について親が受け入れる可能性を判断し調査する。  
調査と判断の結果、県議会議長は必要であれば司法の判断を仰ぐ。

全ての人に心配な情報の伝達義務があり、義務を怠った場合には刑事訴追される可能性もある(懲役3年と550万円の罰金)。

特に子どもに携わる職業の人たちには「心配な情報 IP informations préoccupantes」を伝達する役割が求められている。(CASF Art. L226-2-2<sup>15</sup>)

<sup>13</sup> Code Civil Art 375

Si la santé, la sécurité ou la moralité d'un mineur non émancipé sont en danger, ou si les conditions de son éducation ou de son développement physique, affectif, intellectuel et social sont gravement compromises.

<sup>14</sup> Art. L.226-3 CRIP : Le président du conseil départemental est chargé du recueil, du traitement et de l'évaluation, à tout moment et quelle qu'en soit l'origine, des informations préoccupantes relatives aux mineurs en danger ou qui risquent de l'être. Le représentant de l'État et l'autorité judiciaire lui apportent leur concours. Des protocoles sont établis à cette fin entre le président du conseil départemental, le représentant de l'État dans le département, les partenaires institutionnels concernés et l'autorité judiciaire en vue de centraliser le recueil des informations préoccupantes au sein d'une cellule de recueil, de traitement et d'évaluation de ces informations. L'évaluation de la situation d'un mineur à partir d'une information préoccupante est réalisée par une équipe pluridisciplinaire de professionnels identifiés et formés à cet effet. A cette occasion, la situation des autres mineurs présents au domicile est également évaluée. Un décret précise les conditions d'application du présent alinéa. Après évaluation, les informations individuelles font, si nécessaire, l'objet d'un signalement à l'autorité judiciaire. Les services publics, ainsi que les établissements publics et privés susceptibles de connaître des situations de mineurs en danger ou qui risquent de l'être, participent au dispositif départemental. Le président du conseil départemental peut requérir la collaboration d'associations concourant à la protection de l'enfance. Les informations mentionnées au premier alinéa ne peuvent être collectées, conservées et utilisées que pour assurer les missions prévues au 5° de l'article L. 221-1.

パリ市心配な情報統括部署パンフレット<sup>16</sup>

心配な情報を伝える目的は未成年の状況を判断し、この未成年とその家族が得ることができる支援と保護を見つけ選ぶことである。

医療分野においても児童保護専門医が各妊産婦幼児保護センターにいて担当地域の保育園をまわったり、専門的な診断が必要なときは病院も専門のところがある。病院パリ市には子ども専門の大病院が3箇所あるが、それぞれ専門をもっている。例えば揺さぶられ症候群の疑いがあったらパリ中の医師は全員ネッカー病院に移す。ネッカー病院には揺さぶられ専門の科があり、フランスで一番の技術と医師を集めている。火傷ならどこ、というふうに専門性を強めているので、そこでは良いケアをすることができると同時に、リスクや虐待の判断も迅速である。

県でも児童保護専門医の代表を置いており、そのミッションは県内の心配な情報が適切に判断されているかの監視と、病院、開業医、学校医それぞれが心配な情報統括部門と連携がとれているかのチェックである。(CASF Art.L221-2 al.1<sup>17</sup>)

医療機関も、児童保護と家族の援助のためには刑法の守秘義務から外れる(Code penal 226-13<sup>18</sup>)。

心配な情報を集める 119 番電話を受ける部署は別にある(CASF Art.L.226-6<sup>19</sup> SNATED Service d'accueil téléphonique de l'enfance en danger)。心配な情報を受ける電話は全国1カ所で受信し内容をデータベースに記録、調査が必要なケ

<sup>15</sup> Art. L.226-2-2 IP informations préoccupantes : Par exception à l'article 226-13 du code pénal, les personnes soumises au secret professionnel qui mettent en œuvre la politique de protection de l'enfance définie à l'article L.112-3 ou qui lui apportent leur concours sont autorisées à partager entre elles des informations à caractère secret afin d'évaluer une situation individuelle, de déterminer et de mettre en œuvre les actions de protection et d'aide dont les mineurs et leur famille peuvent bénéficier. Le partage des informations relatives à une situation individuelle est strictement limité à ce qui est nécessaire à l'accomplissement de la mission de protection de l'enfance. Le père, la mère, toute autre personne exerçant l'autorité parentale, le tuteur, l'enfant en fonction de son âge et de sa maturité sont préalablement informés, selon des modalités adaptées, sauf si cette information est contraire à l'intérêt de l'enfant.

<sup>16</sup> La finalité de cette transmission est d'évaluer la situation d'un mineur et de déterminer les actions de protection et d'aide dont ce mineur et sa famille peuvent bénéficier.

<sup>17</sup> Art. L.221-2 al.1 Médecin référent de Protection de l'enfance: Le service de l'aide sociale à l'enfance est placé sous l'autorité du président du conseil départemental. Dans chaque département, un médecin référent "protection de l'enfance", désigné au sein d'un service du département, est chargé d'organiser les modalités de travail régulier et les coordinations nécessaires entre les services départementaux et la cellule de recueil, de traitement et d'évaluation des informations préoccupantes, d'une part, et les médecins libéraux et hospitaliers ainsi que les médecins de santé scolaire du département, d'autre part, dans des conditions définies par décret.

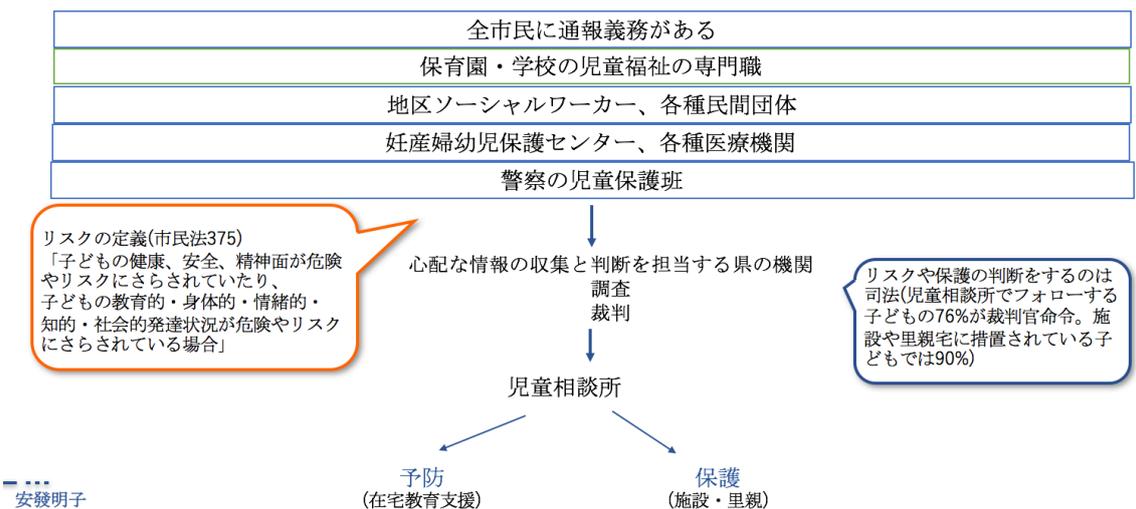
<sup>18</sup> Code penal 226-13 les personnes soumises au secret professionnel qui mettent en oeuvre la politique de protection de l'enfance définie à l'article L.112-3 ou qui apportent leur concours sont autorisées à partager entre elles des informations à caractère secret afin d'évaluer une situation individuelle, de déterminer et de mettre en œuvre les actions de protection et d'aide dont les mineurs et leur famille peuvent bénéficier.

<sup>19</sup> CASF Art.L.226-6 SNATED Service d'accueil téléphonique de l'enfance en danger : Le service d'accueil téléphonique répond, à tout moment, aux demandes d'information ou de conseil concernant les situations de mineurs en danger ou présumés d'être. Il transmet immédiatement au président du conseil départemental.

ースを各県の心配な情報統括部門に連絡する。2019年は年間25万5千件、1日平均700件電話を受けている。そのうち1日47件が心配な情報統括部門にシェアされる。

## 子どもの権利を守る仕組み

予防(専門家の配置+リスク概念による判断)+司法の活用



(安發作成)

このようにフランスは何か問題とされると特別な機関を作ってそこが全体を見渡せるようにするのがやり方であり、他にも以下のような機関がある。

### 児童保護に関する研究所ONPE (CASF Art. L.226-6<sup>20</sup>)

各県と全国を統括し毎年議会に報告書を出し、県による違い、差について監視している。

各県にもODPE(Observatoire départemental de la protection de l'enfance)が置かれている。(CASF Art.L226-3-1)県内の危険に瀕した子どもの状況を調べ、分析し、匿名の情報も集め、まとめたものをONPEに報告する。児童保護分野の施設や支援の監査についての情報を全て得る。県の計画の遂行状況を確認する。県内の児童保護に関する政策についての意見や提案をまとめる。県内で行われている実務家研修について評価をおこない、複数

<sup>20</sup> CASF Art. L.226-6 ONPE Observatoire National de la Protection de l'Enfance : L'observatoire national de la protection de l'enfance exerce, à l'échelon national, les missions d'observation, d'analyse et de prévention des mauvais traitements et de protection des mineurs en danger prévues au présent chapitre. L'Observatoire national de la protection de l'enfance contribue au recueil et à l'analyse des données et des études concernant la protection de l'enfance, en provenance de l'État, des collectivités territoriales, des établissements publics, des fondations et des associations œuvrant en ce domaine. Il contribue à la mise en cohérence des différentes données et informations, à l'amélioration de la connaissance des phénomènes de mise en danger des mineurs et recense les pratiques de prévention ainsi que de dépistage et de prise en charge médico-sociale et judiciaire des mineurs en danger, dont les résultats évalués ont été jugés concluants, afin d'en assurer la promotion auprès de l'État, des collectivités territoriales, des établissements publics, des fondations et des associations œuvrant dans ce domaine. Il présente au Gouvernement et au Parlement un rapport annuel rendu public.

年に渡る研修の計画をたて県内の全ての児童保護に関わる専門職が受けられるようにする。

国の社会分野における監査機関IGAS<sup>21</sup> (Inspection Générale des Affaires Sociales)

児童保護分野についての報告書を出している。

児童相談所に預けられた子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会CESSEC(La Commission d'Evaluation de la situation et du statut des enfants confiés, CASF Art.L.223-1<sup>22</sup>)

1年以上親と連絡がとれない、親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合に、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する専門機関。2年ごとに子どもの状況を確認する。2016年の法律でできた。2016年の法律以降300人の子どもについて親権喪失と養子縁組が可能になる手続きがされた(2020年末時点)。

出自情報へのアクセスに関する国家諮問委員会CNAOP(CASF Art.L.147-1<sup>23</sup>)。

匿名出産で生まれた子どもが自分の出自に関する情報を得ることができるように情報を統括している部署。

権利擁護機関Défenseur des droits (loi 2011 relative aux Défenseur des Droits<sup>24</sup>)

子どもの権利が守られているか、児童相談所や施設や里親で不適切な扱いがないかチェックする役割を命じられている。子どもは無料で調査依頼ができる。

- 法律または国際的な約束でフランスが批准し承認した内容に沿って子どもの利益と子どもの権利を守り促進する。
- 子どもやその家族、医療機関や福祉機関は権利擁護機関に要求を出すことができる。権利擁護機関は子どもの利益と権利を守り促進する責任がある。

<sup>21</sup> <https://www.igas.gouv.fr/spip.php?article419>

<sup>22</sup> CASF Art. D. 223-26. -La commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle mentionnée à l'article L. 223-1 est dénommée commission d'examen de la situation et du statut des enfants confiés. (Décret n° 2016-1639 du 30 novembre 2016 relatif à la commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle d'examen de la situation des enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance prévue à l'article L. 223-1 du code de l'action sociale et des familles)

<sup>23</sup> CASF Art. L. 147-1 CNAOP Conseil National pour l'Accès aux origines personnelles : Un Conseil national, placé auprès du ministre chargé des affaires sociales, est chargé de faciliter, en liaison avec les départements et les collectivités d'outre-mer, l'accès aux origines personnelles dans les conditions prévues au présent chapitre. ( LOI n° 2002-93 du 22 janvier 2002 relative à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat )

<sup>24</sup> LOI organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits

Le Défenseur des droits est chargé :

1° De défendre les droits et libertés dans le cadre des relations avec les administrations de l'Etat, les collectivités territoriales, les établissements publics et les organismes investis d'une mission de service public ;

2° De défendre et de promouvoir l'intérêt supérieur et les droits de l'enfant consacrés par la loi ou par un engagement international régulièrement ratifié ou approuvé par la France ;

3° De lutter contre les discriminations, directes ou indirectes, prohibées par la loi ou par un engagement international régulièrement ratifié ou approuvé par la France ainsi que de promouvoir l'égalité ;

4° De veiller au respect de la déontologie par les personnes exerçant des activités de sécurité sur le territoire de la République.

子どもの権利を守るための仕組みと機関が頑丈に定められている。

#### 4. 保護の前提としての家族への支援

##### 心配な情報の調査には「家族の支援」という視点をまず置いている

暴力の危険性があるとき

心配な情報が各県の心配な情報統括部門に集められ、実際の暴力や性的被害の訴えのときは、即日裁判官が保護命令を出す。その場合、教育的命令と司法的命令の2つが同時に裁判所で決定される。前者は子どもを保護するということで、後者は被害の内容についての調査が行われ加害者が逮捕されるものである。この場合二週間以内に一時保護所や警察が調査して裁判が行われる。

暴力の危険性がないとき

心配な情報の調査は家族支援であり、児相の前に必須であると定められています。2007年の法律以降、ソーシャルワーカーが家族をサポートし、家族の協力を得てまずは支援するという手続きを丁寧にした。

心配な情報の調査＝家族支援の提案 CASF Art. L223-1<sup>25</sup>  
状況の調査にはまず子どもの状況と家族の状況の調査、そして支援できる方法を探し提案すること

世帯内の子ども全てがそれぞれ調査の対象となり、子どもが全ての意思決定に関与する。

子どもに関する決定について CASF Art. L223-4<sup>26</sup>  
子どもに関する決定についての議論は子どもとおこない、子どもの意見を聴取する。

支援の効果と適切さのためには「親と子どもの参加が不可欠」のものとした1984年6月6日の利用者の権利に関する法律<sup>27</sup>が大きく影響している。

<sup>25</sup> CASF Art. L223-1 (抜粋): L'attribution d'une ou plusieurs prestations prévues au présent titre est précédée d'une évaluation de la situation prenant en compte l'état du mineur, la situation de la famille et les aides auxquelles elle peut faire appel dans son environnement.

<sup>26</sup> CASF Art. L223-4: Le service examine avec le mineur toute décision le concernant et recueille son avis.

<sup>27</sup> Loi n° 84-422 du 6 juin 1984. Loi relative aux droits des familles dans leurs rapports avec les services chargés de la protection de la famille et de l'enfance, et au statut des pupilles de l'Etat : Prendre en compte ces parents dans leurs droits et principalement dans le respect de leur autorité parentale c'est aussi associer les enfants aux décisions qui les concernent.

<http://www.senat.fr/dossier-legislatif/s83840194.html>

親の権利と、親としての役割を果たすことを尊重し、子どもは自身に関わる決定に関与することとする。

つまり流れとしては、同じ世帯内のすべての子どもと大人をそれぞれ状況調査し、それぞれが抱える問題について適切な支援を選んで提案、親戚の支援も得られるか検討、それらの働きかけをすべてしても問題が解決されなかったときに初めて司法判断を仰ぐということである。

実際の調査はパリ市の場合、地区ソーシャルワーカーに依頼が届く。心配な情報の調査は21歳までが対象になる。

パリ市の心配な情報統括部署に集まる「心配な情報」(IP)のうち9割が児童福祉関係機関や医療からの情報、10%が心配な情報の電話(SNATED)経由である。2018年に調査されたのは3499家族の子ども4715人(CRIPへの調査による)。パリ市の子ども100人に一人が、一年の間に調査を受けるということになる。

パリ市中心配な情報 2018年 4715人  
24時間以内の即日保護命令 293人  
支援の提案を受け入れ状況が改善しフォローなしの判断 1029人(22%)  
家族の合意による児童相談所の在宅教育支援開始 1575人(33%)  
裁判所に判断を仰ぎ、裁判所判断で在宅教育支援や、施設措置、再調査、フォローなし 2329人(49%)

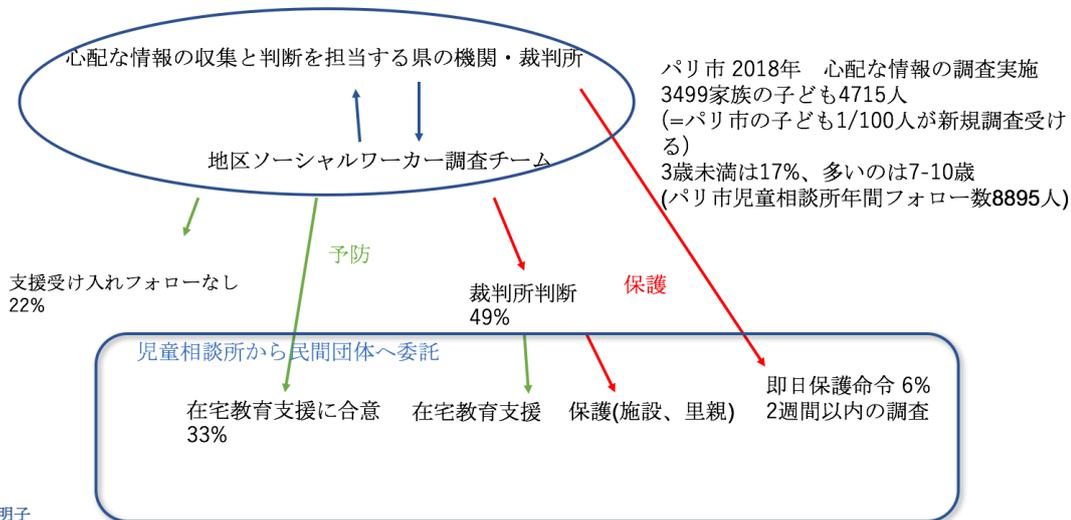
3歳未満は17%で一番多いのは7-10歳である。ちょうど学校の勉強が難しくなってきた、家庭内で問題を抱えている場合学校で不具合が出やすい年齢であると心配な情報統括部署の責任者は言う。

パリ市の児童相談所で一年にフォローしているケースが約8000人であることに比べても一年に4700人新規で調査し3ヶ月弱かけて支援を提案しているというのは、リスク予備軍のケアに相当力を入れていると言える。それとは別に学校や地域やPMIのソーシャルワーカーに継続的な支援を受けている子どもがいるので、多くの子どもたちが専門職のフォローを受けていることになる。

図：パリ市中心配な情報の調査とその結果

## 心配な情報の調査

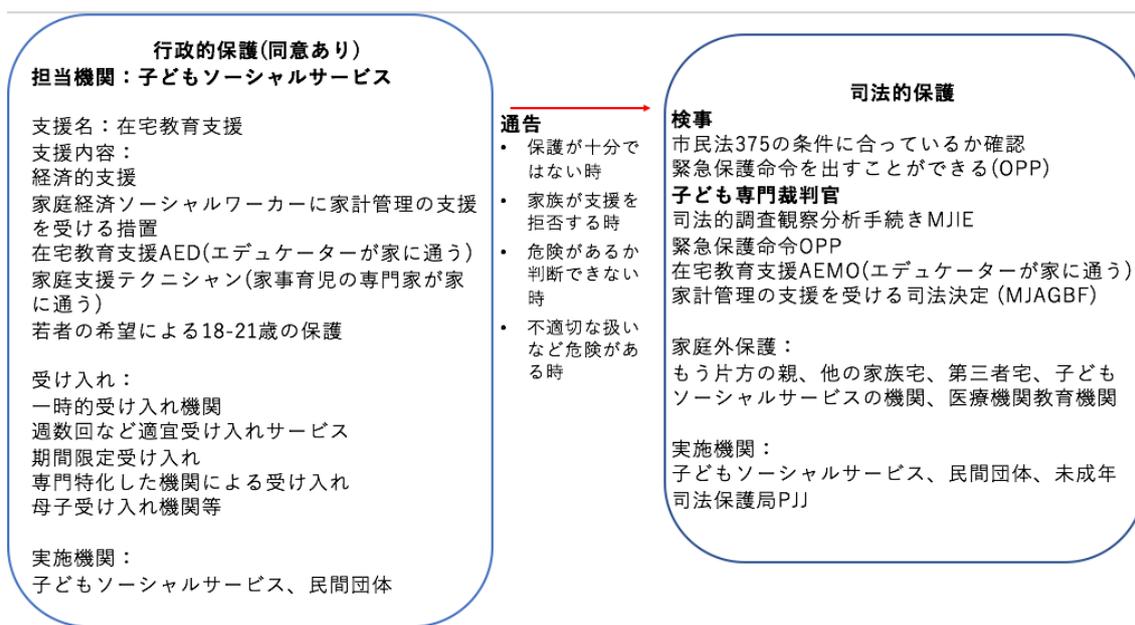
社会福祉家族法L223-1  
 子どもの状況と家族状況の調査、支援できる方法を探し提案すること



CRIP へのヒアリングを元に安發作成

半分は予防的な支援を継続しておこない、半分は裁判所命令を受けている。

図：保護の形式と方法の種類



ONPE ホームページを元に安發作成

危険性がなく、家族が支援の受け入れを合意した場合や家族から支援を求めている場合は左枠の中から支援が提供される。子ども専門裁判官が介入する場合は右枠の支援が選択される。

日本では家庭に事情があり育てられないときには親戚宅に預けたり、また教育目的で宗教団体の施設に入れたり、特別な教育をしている全寮制のところに入れるといったことが一部でおこなわれている。フランスでは、親が親戚や機関に子どもを託す場合子ども専門裁判官に届け出をしなければならない。つまり、子どもの状況が司法からも見守られることとなる。

子どもを託す CASF Art. L227-2<sup>28</sup>  
未成年が個人や機関に預けられるときは、県と子ども裁判官の保護のもと措置される。

心配な情報の調査については CREAMI というメソッドを利用しており、パリ市の調査にあたる職員は全員研修を受けている。政府のホームページにも詳細が載っている<sup>29</sup>。また、心配な情報調査について国のガイドラインも出している<sup>30</sup>。そこには、どのようなコンセプトに基づいているのか、どのような問題がある

<sup>28</sup> CASF Art. L227-2 : Dans le cas où les mineurs ont été confiés à des particuliers ou à des établissements en application des articles 375-3 et 375-5 du code civil, ils sont placés sous la protection conjointe du président du conseil départemental et du juge des enfants.  
<sup>29</sup> [https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Construction\\_d\\_un\\_referentiel\\_d\\_evaluation\\_d.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Construction_d_un_referentiel_d_evaluation_d.pdf)

<sup>30</sup> [https://www.has-sante.fr/jcms/p\\_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference](https://www.has-sante.fr/jcms/p_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference)

か、1. 県に向けた全体の用意すべき仕組みについて、2. 各県の心配な情報統合部署の最初の分析をおこなう職員用のガイドライン、そして3. 実際心配な情報の調査を担当する専門職用のガイドラインに面接の際のアドバイスも含め細かく書かれている<sup>31</sup>。

心配な情報の連絡が入ったときパリ市では6割が既にソーシャルワーカーが支援しているケースであると言う。データベースで、対象の人が、地区ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー、生活保護、市営住宅、家賃未納相談窓口などどこで支援を受けているか探すことができ連携を容易にしている。市営住宅や家賃未納相談窓口にもソーシャルワーカーがいる。

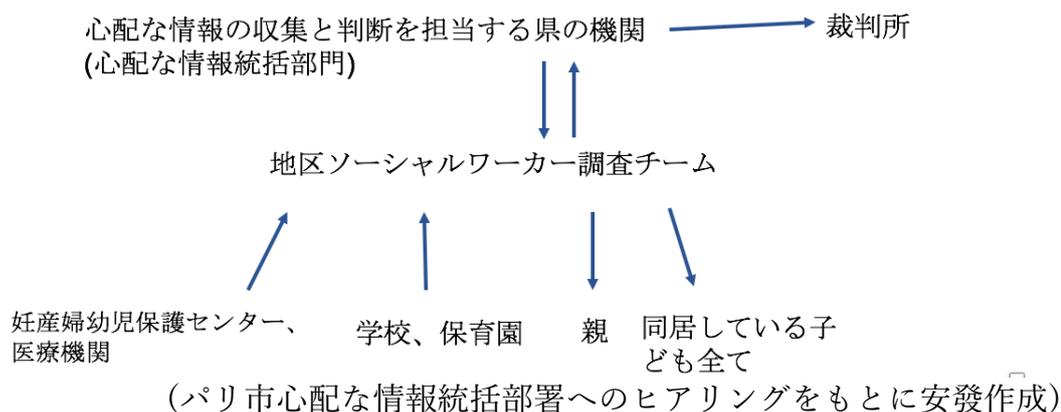
心配な情報統括部門から地区ソーシャルワーカーの事務所に調査依頼が来るが、普段その家族をフォローしていないソーシャルワーカー2名がチームで担当し、必要に応じて心理士の協力も得る。

調査の詳細については第44号の記事に記載している。

<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol42/52.pdf>

図：心配な情報の調査の実施

**心配な情報の調査 = 家族それぞれを支援できる方法を探し提案すること**



3ヶ月間かけて家族全員のそれぞれの悩みを聞き、合った支援をコーディネートしていくなかで、それぞれに合う支援が見つかり、心配とされていた状況が改善されたらその由を報告書に書いて心配な情報統括部署に戻して終了である。

<sup>31</sup> [https://www.has-sante.fr/upload/docs/application/pdf/2021-01/cadre\\_national\\_de\\_reference\\_-\\_livret\\_3.pdf](https://www.has-sante.fr/upload/docs/application/pdf/2021-01/cadre_national_de_reference_-_livret_3.pdf)

継続的に誰かが家庭に入って支援することが望ましく、家族がそれを受け入れたら在宅教育支援開始に家族がサインし同じ部署に戻し、その部署から児童相談所に引き継ぐ。

もし支援の提案を積極的に受け入れない、問題を否認したままである、心配が残る場合は司法判断の上で在宅教育支援や保護になり児童相談所に引き継がれる。児童相談所は調査が全て終わった後に登場する。

心配な情報は「困っていることがあるかもしれないから」という理由でも連絡することができ「支援の提案」につながると周知されており、物々しい「虐待通告」とは違うイメージを打ち出すことで早期予防を実現している。

理解を深めるため、パリ市心配な情報統括部署責任者の言葉を引用したい。

「親が良くない、よく対応できていないと考えるのではなく、親自身が困難を抱えていてそういう状況になってしまっているということを皆が認識する必要があります。この仕事に長くついでいますが、元の性格が悪で子どもを殴っている、虐待しようとしてしているという親は見たことはありません。それよりは、親が子どもを前にどうすればいいかわからない、自身のキャパシティを超えているように感じている、子ども自身が問題を多く抱えていてとても落ち着きがなく親が疲れ切っていていつもイライラさせられて結局たたいてしまうということもあります。虐待する親というのは自分の子どもを嫌いな親ではありません。他の方法をとることができない状況だったのです。親をサポートするという視点で親を見る、それが世の中の共通の認識になる必要があります。心配な情報の伝達をして状況を確認し、親の支援になる方法を提案し、親の力になれるようにすることで子どもの環境を整えるのです。」

「教育を受けられケアされた子どもは、ケアを受けられなかったときよりよい社会の未来を作ることができるだろうということです。子どもを守れば守るほど、将来行動障害や精神的な問題のある大人が社会に出ないで済む、精神的な医療が必要、住居や社会保障のお金が必要な大人を減らすことができるということです。」

児童福祉の専門職は子どもの状態や意思を汲み取る、もしくは自分の意思を言えるようになることを支えることが求められている。現任研修においては、0歳児で観察するべきこと、2-3歳児は苦しみや我慢をどのように表出するか、4-5歳児の面接手法、難しい反抗期の子どもの面接技法、それぞれのテクニックを習得するプログラムが提案されている。

心配な情報統括部署の責任者は言う。

「小さいときは観察します。保育園で母と保育士に対し子どもがそれぞれどのように接しているか。怖いことがあったときにどちらの方に抱きつくか。もう少し大きくなると、『なんで今日呼ばれたかわかる?』などと聞けば『パパとママがけんかしているから?』と言ったりします。『魔法が使えるとしたらどうしたい?』と聞いたら『パパが怒らないようにしたい』と答えることもあります」

一時保護所での筆者の観察では、特に最初は何にでも文句があって人のせいにする子どもが心理士が考えの整理を助けるうちに自分で考え意見が言えるようになる多く目にした。

また、エドゥケーター<sup>32</sup>の養成学校での講義でアタッチメントについて以下ののように学んだ。

自尊心がある程度育ち人間関係において安心感が育たないと「自分はこれは嫌だ」「自分がいきいきいられる場所はここじゃない」と言えるようにはならない。自分で判断し主張し自分の身を守れるようになるのが児童保護分野での支援の1つのゴールである。

全ての社会的支援を提案、実現した上でなお不足がある際にのみ裁判官の判断を仰ぐことになっている。

司法判断を仰いでいい条件 CASF L226-4<sup>33</sup>

- いかなる社会的支援も十分機能しなかった
- 家族の拒否や協力が得られず社会的支援ができなかった
- 心配が残るのに状況について調査しきれない場合
- 裁判官は全ての社会的支援を試したか確認する

<sup>32</sup> 専門的エドゥケーター(éducateur spécialisé)：国家資格。3年間専門学校で学ぶ。理論に1450時間、研修に2100時間、合計4箇所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を学んでいる。児童養護施設、路上エドゥケーター、在宅教育支援など児童福祉の現場で大きな役割を担う。社会的教育者として、不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育を専門とする。身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援もおこなう。

<sup>33</sup> Art. L.226-4 : I. - Le président du conseil départemental avise sans délai le procureur de la République aux fins de saisine du juge des enfants lorsqu'un mineur est en danger au sens de l'article 375 du code civil et :

1° Qu'il a déjà fait l'objet d'une ou plusieurs actions mentionnées aux articles L. 222-3 et L. 222-4-2 et au 1° de l'article L. 222-5, et que celles-ci n'ont pas permis de remédier à la situation ;

2° Que, bien que n'ayant fait l'objet d'aucune des actions mentionnées au 1°, celles-ci ne peuvent être mises en place en raison du refus de la famille d'accepter l'intervention du service de l'aide sociale à l'enfance ou de l'impossibilité dans laquelle elle se trouve de collaborer avec ce service ;

3° Que ce danger est grave et immédiat, notamment dans les situations de maltraitance. Il avise également sans délai le procureur de la République lorsqu'un mineur est présumé être en situation de danger au sens de l'article 375 du code civil mais qu'il est impossible d'évaluer cette situation.

Le président du conseil départemental fait connaître au procureur de la République les actions déjà menées, le cas échéant, auprès du mineur et de la famille intéressés.

司法の支えを得ることができるという選択肢の存在が、裁判にならなくてもソーシャルワーカーや児童相談所は支援者に徹することを可能としている。

子どもの利益と家族の同意(Code Civil 375-1<sup>34</sup> 抜粋)  
子ども専門裁判官は常に措置内容について家族の同意を得られるよう尽力し、子どもにとっての利益を厳格に考慮し決定する。

かつ子どもは希望するときに裁判官に意見を聞いてもらう権利がある。一人で、もしくは子どもが選んだ弁護士か大人に付き添われて裁判官に意見を言うことができ、裁判官は子どもに弁護士がつける権利があることを伝える義務がある。(Code Civil 388-1<sup>35</sup>抜粋)

それでも不服がある際は権利擁護機関(Défenseur des Droits)に調査依頼をすることもできる。

家族の権利についても明記されている。

児童相談所との関わりにおける家族の権利 (CASF art.L223-1~2<sup>36</sup>)  
情報提供を受ける権利  
状況調査を受ける権利  
他の支援に出会う際にサポートしてもらう権利  
行政的決定に参加し意思表示する権利  
自身に関する書類を閲覧する権利(loi n.78 du 17 juillet 1978)

子ども専用裁判所と子ども専門裁判官は1945年にでき、子どもの保護と犯罪両方を扱う。つまり保護に関しては民事、少年犯罪に関しては刑事だが、刑事に関しても未成年の場合は閉鎖的ではない施設、公園の清掃など公共的な作業をエデュケーターと一緒に起こすような教育的な罰がとられることになっている。

法律学で修士まで得たあとに試験を受けて専門の学校に入るのだが、そこでの31ヶ月の養成期間の間に20ヶ月も現場での実習があり、児童福祉施設での研修や、海外での研修も課されている。

また、現職についてからも児童保護に関する研修を継続的に受け続けることが法律で定められているのはソーシャルワーカーと同じである(Code de

<sup>34</sup> Code Civil 375-1 : Le juge des enfants doit toujours s'efforcer de recueillir l'adhésion de la famille à la mesure envisagée et se prononcer en stricte considération de l'intérêt de l'enfant.

<sup>35</sup> Code Civil 388-1 : Dans toute procédure le concernant, le mineur capable de discernement peut, sans préjudice des dispositions prévoyant son intervention ou son consentement, être entendu par le juge ou, lorsque son intérêt le commande, par la personne désignée par le juge à cet effet. Cette audition est de droit lorsque le mineur en fait la demande. Le juge s'assure que le mineur a été informé de son droit à être entendu et à être assisté par un avocat.

<sup>36</sup>[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section\\_lc/LEGITEXT000006074069/LEGISCTA000006142836/#LEGISCTA000006142836](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074069/LEGISCTA000006142836/#LEGISCTA000006142836)

l'éducation Art L542-1, CASF Art L.226-12-1)。路上エデュケーターの仕組みを作り国に認めさせ公式な福祉としたのも子ども専門裁判官であり、児童福祉における予防活動の発展に大きな役割を果たした(Tétard, 2006)。

子ども専門裁判官は、テレビ出演し「措置されている子どもの状態が改善していないことや、施設の環境が悪いという点について県の副代表者を呼び会議を開いた」「措置先で若者が他の若者に殺された事件について、事件の1月前に県に措置状況について注意を促していたところで悲しみと怒りと無力感を感じる」と発言するなど(France TV 2021.01)、現在も児童保護改善において影響力がある。

刑事事件の場合は必ず子どもに弁護士がつき、継続して18歳までフォローを受ける。民事の場合は子どもは頼めば弁護士がつけられるのだが、筆者の調査ではこの制度を利用した子どもには会わなかった。

エデュケーターの養成学校で必ず学習するシステム理論(analyse systémique)というものがある。人類学者 Gregory Bateson、心理療法士 Paul Watzlawick らが始めたもので、以下の原則に基づいている。

#### システム理論

人は誰しも常にその人が考えられる限りの最善の行動をとっている

これはとても大きなポイントで、例えば子どもを叩いたとしても、できる限り最善の行動をとったことが叩く結果になったら「叩かないように」ということではもちろん解決せず、叩かないで済むようになるまで親の状況を改善できるような支援をする必要があるという考え方である。

可能である限り子どもはそれまでいた場所にとどまり、適切な人が支援機関から家庭に通うことになっている。

#### 子どもがいる環境内での支援の原則 Code Civil Art. 375-2 al.1<sup>37</sup>

可能である限り毎度、未成年はそれまでいた場所にとどまるべきである。  
その場合、裁判官は家族が直面する物理的・精神的困難を克服するための支

<sup>37</sup> Code Civil Art. 375-2 al.1 : Chaque fois qu'il est possible, le mineur doit être maintenu dans son milieu actuel. Dans ce cas, le juge désigne, soit une personne qualifiée, soit un service d'observation, d'éducation ou de ré-éducation en milieu ouvert, en lui donnant mission d'apporter aide et conseil à la famille, afin de surmonter les difficultés matérielles ou morales qu'elle rencontre.

援と助言をミッションとした資格能力がある適した人を、監視や教育もしくは再教育の機関から在宅支援に通うよう指名する。

裁判所判断の措置とその更新について CASF L.223-5<sup>38</sup>  
裁判での決定は最長1年間であり、適宜再度裁判官によって見直される。  
つまり、決定は半年か一年のものとなる。  
子どもをフォローまたは受け入れている機関は最低でも一年に一回は報告書を提出する。  
報告書の内容は親権者もしくは親としての役割を担っている者、そして子どもも年齢と成熟度に応じて確認する。

児童相談所では心配な情報の調査はせず、在宅教育支援も施設や里親措置も委託なので、半年に一回の報告書のチェック、地区会議に参加して学校や妊産婦幼児保護センターや医療機関の気になるケースについての話し合いに参加するなど日本と業務内容が随分違う。

保護の目的が、保護そのものだけではないということは1908年の法律を見てもわかる。「司法に委託されている未成年には、退所後職業に就いているか手に職がつけられているように十分な教育を受けられる環境を整えること」(Loi du 11 avril 1908<sup>39</sup>)。

法学者の Capelier は「全体の利益の追求と個人の利益を叶えることの両立」が児童保護の現在の様相であるとし(Capelier, 2015)、社会分析機関は「個人の持続可能な発展」が目指されているとしている(Conseil d'analyse de la société, 2006)。

## 5. 未成年が選びとることのできる福祉が張りめぐらされている

妊娠期から学齢期までは妊産婦幼児保護センター・学校・地区ソーシャルワーカーが3つの柱となって児童保護の予防活動をしており、それとは別に地区内にも親子ともに利用できる福祉がある。

<sup>38</sup> CASF L.223-5: Sauf dans les cas où un enfant est confié au service par décision judiciaire, aucune mesure ne peut être prise pour une durée supérieure à un an. Elle est renouvelable dans les mêmes conditions.

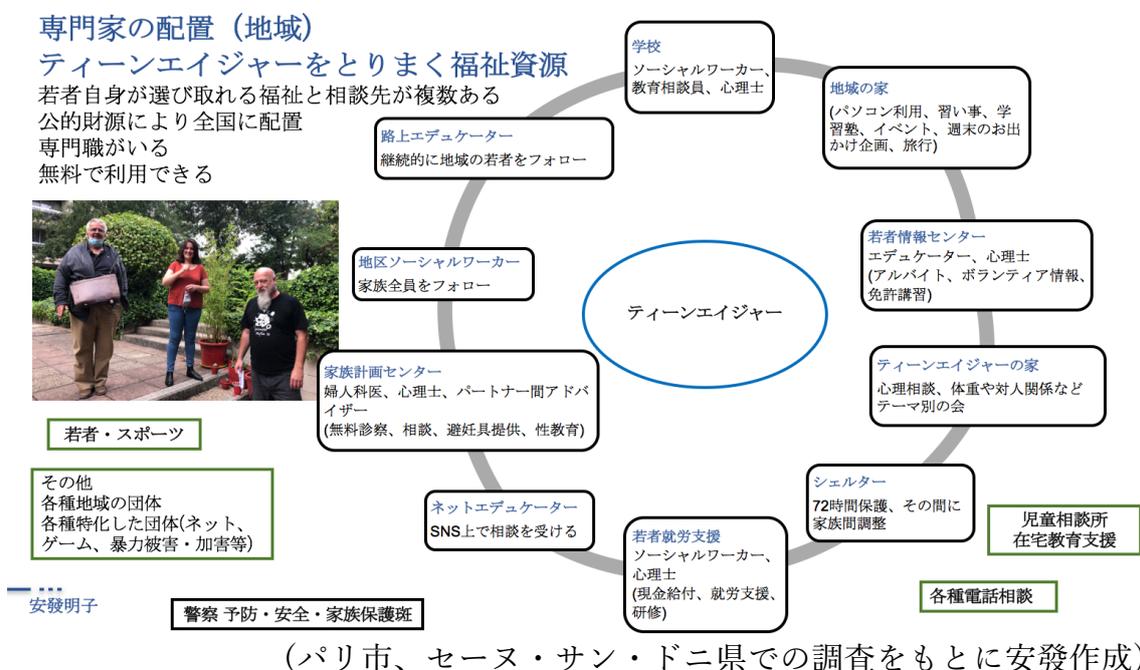
Le service élabore au moins une fois par an un rapport, établi après une évaluation pluridisciplinaire, sur la situation de tout enfant accueilli ou faisant l'objet d'une mesure éducative.

Sans préjudice des dispositions relatives à la procédure d'assistance éducative, le contenu et les conclusions de ce rapport sont portés à la connaissance du père, de la mère, de toute autre personne exerçant l'autorité parentale, du tuteur et du mineur, en fonction de son âge et de sa maturité.

<sup>39</sup> Loi du 11 avril 1908: De donner aux mineurs qui leur sont confiés par l'autorité judiciaire un enseignement suffisant pour les mettre en état d'exercer à leur sortie une profession ou un métier.

中学生以降の子どもには自ら保護者の同意を必要としない無料で選び取れる福祉が地域内に配置されている。

若者支援の福祉は13歳から26歳までを対象としている。



例えばシェルターは、2007年にできた72時間の法律<sup>40</sup>で2泊3日まで未成年を宿泊施設に保護し親と子どもそれぞれエデュケーターが仲裁するための場所である。法律には「未成年が家を離れ、即座に危険に瀕する可能性がある場合、関係機関は予防目的で72時間を上限として未成年を受け入れることができる。その際親権を持つ人と裁判所に連絡をすること」とある。シェルターなど未成年を受け入れた機関は72時間中に子どもと両親との間の調整をおこない、72時間後の報告書をまた裁判所に提出する。期間内に帰宅が実現しない場合、親の同意がある場合は児童相談所経由で施設措置、親が同意しない場合は裁判所に判断を委ねる。

帰宅させない理由としては、危機があり家から逃げたのに、また危機のあった場所に返すことで親子関係が断絶、学校との断絶、地域との断絶など孤立を招いてしまうリスクを負わせてしまうため。より良い状態で戻れるまでは戻さな

<sup>40</sup> CASF Art L223-2 72h (抜粋): En cas de danger immédiat ou de suspicion de danger immédiat concernant un mineur ayant abandonné le domicile familial, le service peut, dans le cadre des actions de prévention, pendant une durée maximale de soixante-douze heures, accueillir le mineur, sous réserve d'en informer sans délai les parents, toute autre personne exerçant l'autorité parentale ou le tuteur, ainsi que le procureur de la République. Si au terme de ce délai le retour de l'enfant dans sa famille n'a pas pu être organisé, une procédure d'admission à l'aide sociale à l'enfance ou, à défaut d'accord des parents ou du représentant légal, une saisine de l'autorité judiciaire est engagée.

い方がいいため。短期間保護することで親も子どももそれぞれケアをし、より良い状態にできるなら分離は前向きな方法と考えられている。

72時間の法律は児童相談所と司法への負担を減らす役割も担った。調査したセーヌ・サン・ドニ県ではシェルター創設まで年間3500人が児童相談所の緊急一時保護を利用している中で、20%の子どもが1週間以内に帰宅していたことから、そもそも緊急一時保護にならないように72時間以内の調整で防ぐことができたならコスト削減になり児童相談所の負担も減り親子も断絶を経験せずに済むのではないかということも理由の1つであった。

一時保護所や児童保護施設での筆者の調査によると、10代になってから保護されているのは自身が望んできているケースばかりであった。中には遠隔地で就職活動に不利、行きたい高校に通えないという理由の場合もあった。虐待にこだわらず安全と子どもの支援を優先している姿勢を伺うことができる。

職業安定所も若者用は Mission Locale という専門の機関があり、16-26歳を対象として、就労支援、その間の生活費就職活動費も出る。生活保護の代わりのような制度である。心理士の支援もある。

生活保護も個人単位であり、その理由としてはパリ市担当者へのヒアリングによると、21歳の息子が外に出たがらなくて家でゲームをしているというときに親に抱えさせるよりは21歳の息子単体で生活保護費を出した方が一番の社会的資源である親子関係を悪化させず、かつ支援者を息子につけることができるからであると言う。もちろん生活保護を申請したときに家族に知らせたりもしない。

学費も大学と大学院はそれぞれ3万円、また無料の専門学校がいくつもある。若者マンション(FJT Foyer Jeune Travailleur)という月4万円(所得が低い場合は家賃補助が出るので2万円)で一階にソーシャルワーカーが住んでいる住居も全国にあり、奨学金は返済の必要がない。

若者一般へのサポート体制がある。

児童相談所の退所後支援も義務付けられているのですべての県にある。

性をケアする機会としている

義務教育の期間は学校にいる児童福祉の専門職が子どもたちの様子をチェックしているが、その期間を過ぎた子どものケアは「性」を機会としている。中心となるのは妊娠期から6歳までお世話になった妊産婦幼児保護センターの運営する家族計画センターだ。13歳から49歳までを対象としていて、13歳のとき

に学校から10人ずつくらいの小グループで訪問し、日本で言う性教育「愛と性のある人生についての教育(éducation à la vie affective et sexuelle)」を受ける。リスクや避妊を中心とした性教育ではなく、愛、相手を尊重するとは何かという入り口から性について学び、その資格を持った人に教わる。13歳で受ける理由は性交をしている割合が10-15%とまだ低いものの関心にはなりやすい年齢だからだそう。家族計画センターは性教育のほか、匿名無料で診察、避妊、カウンセリング、中絶を担当する機関で、パリ市に24箇所ある。婦人科医、看護師、心理士、パートナー間アドバイザーがいて、13歳で訪問したときは必要なくても、いつか必要になったら避妊具を無料でもらったり、保険証不要で婦人科検診を受けたりすることができる。一度考える機会を持っておくと、実際機会があったときにまず自分で考え、そして考えきれないときは人に相談することができる。話す機会を持たないでおくことは「門戸が開かれたまま」にすることも同然である。初めての性行為の前やその後に考えを整理しにくるティーンエイジャーは多いとセンターの責任者は言う。

ここで避妊具は好きなものを無料でもらうことができるのだが、そのときに必ず婦人科医の診察を受け暴力被害経験などないか確認し、ケアする機会とする。

未成年でも親権者の同意を得ず医療行為を受けることができる。

公衆衛生法 Art L1111-5<sup>41</sup>

医療機関において未成年が自身の予防、検診、診断、治療、処置や手術について親権者に情報共有することを拒否する場合、医療従事者は親権者の同意を得ずそれらを未成年自身の合意のみで実施することができる。その場合、その未成年は自身が選んだ成人に付き添われる。

中絶や避妊のための施術もこの法律によって親権者の合意を得ずにおこなうことが可能となっている。

権利の主体としての子どもについてこの章で見ることができたのではないかと思う。

<sup>41</sup> Code de la santé publique L1111-5 : le médecin ou la sage-femme peut se dispenser d'obtenir le consentement du ou des titulaires de l'autorité parentale sur les décisions médicales à prendre lorsque l'action de prévention, le dépistage, le diagnostic, le traitement ou l'intervention s'impose pour sauvegarder la santé d'une personne mineure, dans le cas où cette dernière s'oppose expressément à la consultation du ou des titulaires de l'autorité parentale afin de garder le secret sur son état de santé. Toutefois, le médecin ou la sage-femme doit dans un premier temps s'efforcer d'obtenir le consentement du mineur à cette consultation. Dans le cas où le mineur maintient son opposition, le médecin ou la sage-femme peut mettre en œuvre l'action de prévention, le dépistage, le diagnostic, le traitement ou l'intervention. Dans ce cas, le mineur se fait accompagner d'une personne majeure de son choix.

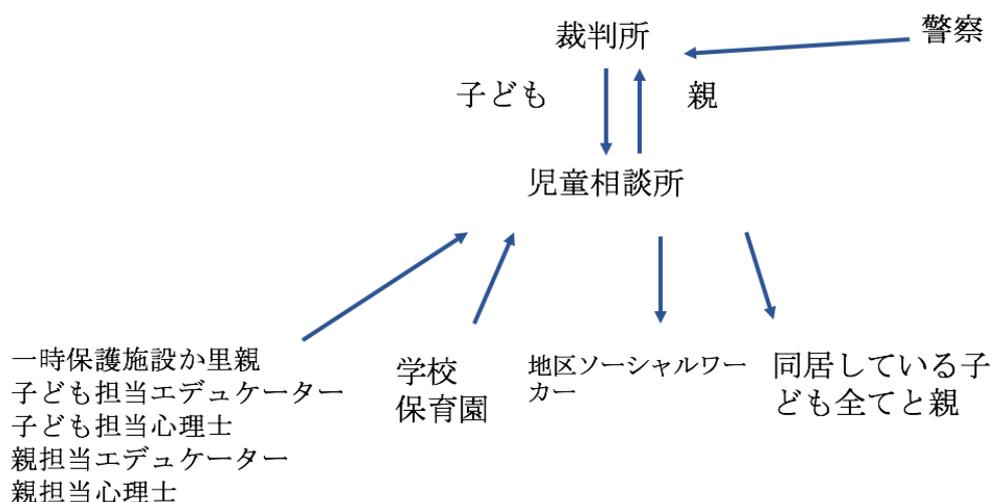
セーヌ・サン・ドニ県の子ども専用裁判所の代表をしている Rosenczveig は 1989 年の子どもの権利条約によって「それまで子ども自身を、他者から、そして人生の事故から守るべき対象であったのが、子どもの権利条約によって、個として自身の権利を知るべき存在に変化した」と書いている (Rosenczveig, 2011)。

## 6. 一時保護の目的は安全確保だけではなく解決方法の模索

一時保護は親の希望がある場合以外は裁判官命令でおこない、2週間以内に裁判をおこなうのでそれまでに調査をする。もちろん本人にも聞き取りをし、学校や保育園や病院の情報、一時保護所の職員や心理士の情報も集める。一時保護も先ほどの心配な情報調査と同じで、子どもを安全なところに置いておくことが目的ではなく、その期間に解決方法を提案することを目的としている。2週間だが学校に行くことができる。

### 一時保護

裁判までの期間：2週間



(パリ市、セーヌ・サン・ドニ県での調査をもとに安發作成)

入所の際、暴力などがなければ一時保護所ではない場所で受け入れの手続きをする。親と子どもそれぞれに一時保護の理由や目的を説明し、親と子どもそれぞれの担当エデュケーターと担当心理士が紹介され、親にはそれぞれとの面談の約束が取り付けられる。裁判までにそのような専門家たちが集めた情報のレポートが書かれる。

親と子どもには、家族にとって一番いい方法を探し、また一緒に暮らせるためと説明される。親担当エデュケーターの任務は親が子どもに与えられるものを探ることである。どうすれば親の持つ力を引き出しよりいい家庭環境を築くことができるか、支援の提案をする。

一時保護施設や一時保護里親側で、子どもと日常をともにするエデュケーターや里親、親の支援をするエデュケーター、子どもと親それぞれの心理士がレポートを書いて裁判官に提出する。

子どもも二週間以内におこなわれる裁判の準備をする。最初から子どもは考えが整理できているわけではなく、最初は親の影響も大きく「親のために～するべき」と考えていることや親の心配がおおきすぎて自分が後回しになっている子どもも多いので、心理士や子どもの慕うエデュケーターが考えの整理を手伝い「自分は自分のためにどうしたい」と言えるようになるように支える。「親は親でサポートがあるので大丈夫、自分の人生を築くことを考えよう」というのがある程度共通の子どもへのメッセージである。

一時保護所で子どもたちにインタビューをすると、学校の友人などまわりに経験のある人がいて、施設や里親や在宅教育支援についてある程度知っていたという子どもが大半である。実際テレビ番組や映画になることもとても多い。毎年100人に一人が調査を受けること、措置は短期間であること、施設なども5-6人と小規模なものが地域内に点在しているかたちだということも身近な理由であろう。あまり拒否感はなく「いつか自分ももう自分の家庭環境が無理と思ったら言おうと思っていた」という子どももいる。特に13-18歳にインタビューをすると自分の意思で家を出てきた子どもばかりであり、家に帰りたいたいという子どもはとても少ない。兄弟にいつもバカにされている、兄にパシリにされていた、親に進路を反対される、彼氏との関係を親に反対されたなどの理由で来たと言う。

ケア内容についての不服、一時保護、一時保護解除、措置などすべて裁判に伝え判断を待つ。

裁判には子どもが選んだエデュケーターや心理士が付き添う。親とは別々に裁判官に会うなどの配慮もとられる。

事前によくよく準備をして行くので、子どもは裁判で言いたいことが言えたと言うことが多いが、裁判所で親が子どもの腕をつかんで泣いたり、父親が刑務所に行くことを聞いたり、子どもにとっては重いイベントなので終わってから2,3週間は裁判でのことについて子どもが大人たちに話しているのを聞く。直後も関係機関と一人の子どもについて10人くらいで集まり今後の計画をもとに連携のあり方を話し合う。

パリ市の場合は1つの区に裁判官が一人。同じ裁判官に毎回会うので子どもにとっては守ってくれる人のような存在でもある。

一時保護や面会制限なども全て司法を通して決めるので、実際現場の対人援助職の人たちは親と子どもの味方で居続けることができる。「家に帰れるように一緒にがんばろう」という立場をとることができる。例えば施設措置に反対する親がいても、職員に攻撃的な態度を取れば施設からのレポートにそのことが書かれて不利になる可能性もあるのでトラブルを防げ、職員は矢面に立たないで済む。

一方で、各区に子ども専門裁判官は一人であるため、裁判官によって考えに違いがある。親にチャンスを与えようとする裁判官である場合、現場職員たちが在宅教育支援による継続的な見守りが必要と判断し心配が残るということで司法判断に委ねても、「在宅教育支援なしで半年間独自に頑張ってみて良い」と裁判官が言えば現場職員たちはその後家族に対し支援しにくくなるということも起きる。

筆者のインタビューでは、社会的養護に入ったばかりの子どもで裁判官が親を批判したことへの反発、親の問題を言語化してしまうことへの反発もみられた。また、親の権威と親子関係に影響を及ぼすと批判する研究もある(Serre, 2009)。司法の利用は、子どもにとって自分の意見が聞いてもらえる、親と対等の人間として意見を言うことができる、「子どもの主張、意見を表明する権利を守る枠組み」のような機能を果たしているのではないかと思う。

しかし、ただ司法判断にすればいいというのではなく、児童福祉の訓練を受けた子ども専門裁判官がいなければ子どもに伝わる言葉で説明できるのか不安は残るように思う。

## 7. 警察の未成年保護班は裁判官の目

裁判官だけでなく、警察も子どものための特別部隊がいる。未成年保護班(県によっては家族保護班)といい、小さい子どもからティーンエイジャーまでの聞き取りについての専門的な訓練を受けている。

手続きについても特別な配慮がなされ、例えば聞き取りは全てビデオで録画し後に文字化する。どんなに小さくても子ども1人で警察の聴取を受けるが、警察は話を聞きながら書く必要がないので子どもは自分の話を聞いてもらっていると感ずることができ、事情聴取を短時間で済ませることができる。ビデオに撮ることで、子どもの様子を心理士などが観察し判断材料にすることもできる。

児童ポルノのサイトの取り締まりもしており、子どものふりをして違反者の証拠集めをすることもあるという。

未成年保護班に集まる情報については、被害者がいる限り被害届が出ていなくても子ども専門裁判官に連絡の上、指示があれば捜査を開始する。子ども裁判官が指揮官で未成年保護の要であり、警察が裁判官の目となって指示を受けた内容について調査する。

例えば家出があると即日子どもの携帯電話の通話記録と端末の位置確認で見つけ出す、帰宅を希望しない場合は親と子どもそれぞれと話し合うのでソーシャルワーカーのような役割が求められており、実際その研修も受けている。また警察署にはソーシャルワーカーも心理士もいるので必要であれば彼らの応援も受ける。

また、小学校中学校にも出張する予防班がいて年中予防活動をおこなう。中学生の各クラスをまわり「学校ハラスメントは6-18ヶ月の刑期と7500ユーロの罰金」「サイバーハラスメントは18ヶ月の刑期と7500ユーロの罰金」などという法律を生徒たちに確認し、実際に警察署で対応した例を紹介して生徒たちに意見を求める。「クラスメイトの着替えを盗撮してSNSにアップした」「仲間の喧嘩をインターネット上に載せて、映っている加害者も、撮影し投稿した人も処罰された」「SNSに『バカ』と複数回クラスメイトの中傷を載せて警察が捜査し裁判所で『法律の確認』を受けた」というケースなどについて話し合われていた。

子どもたちにとっては相談すれば助けてもらえるという安心感がある。

校長は、学内外で生徒間のトラブルがあり病院に連れて行く必要があったり、生徒が暴力を受けたとわかったとき、親から学校への攻撃的な発言があったときなどは警察と県の担当部署へ毎回文書で報告する義務がある。その後警察は校長に電話し、未成年の被害者がいる場合は子ども専門裁判官に連絡し行政上の記録に止めるか捜査を開始するか指示を受け、未成年の被害者がいない場合は学校内で対応するか警察が動くか決める。

このようにいじめなど校内のトラブルにも警察が動くことで被害が大きくなることを未然に防ぐ。

日本では教育的配慮からおおごとにしな方がいいという考えがあるが、フランスはダメなものはダメというルールを明確に子どもに伝えることによって皆の安全安心を守ろうとしている。

筆者が一時保護所で会った子どもたちも「親に体を触られたことを学校で話したら1時間後には未成年保護班の人たちが来て早くてびっくりした」「その場で携帯電話も家族全員の携帯電話もパソコンも調査のために取られた」など対

応の迅速さを話す。この仕組みのおかげで話したら確実に守られるという安心感がある。

子ども専門裁判官は「即座に対応します。子どもに関する事件について情報が来たときに、些細な事件だからとって対応しないことはありません。一回の嫌がらせでも裁判所に対応することで、再度同じことが起きたり悪化することを防ぐのです。その前に何度も出来事が起きる中で発展して起きているので、大きな問題はなるべく早く対応することが重要です」と言う。

学校で講習をしている警察官は「私の3歳の息子も幼稚園でスカートめくりをしたと校長に両親と本人揃って呼び出され法律の確認を受けました。息子はその一件で遊びでは済まされないことを理解しやめたので、きちんと場を設けてダメだと伝えてよかったですと思います」と言う。そして「学内で暴力を伴わない子ども同士のいざこざを抱え、生徒が転校依頼をした機会に初めて警察に届出があったことがあったけれど、その時には被害を受け続けていた子どもは元気がなくなっていた。学校がその責任を問われることになってしまうので、日頃から細かいことも警察に伝えて警察が被害者に聞き取りをして適切な対応がされるようにできていれば被害者が元気をなくすところまで被害を大きくせずに済んだはずだったのに残念です」と言う。

兄弟間、家庭内であっても、被害届がなくても警察が介入するのは同じである。例えば筆者の会ったケースで、10歳の時に16歳の兄の性的対象となり里親家庭に措置された子どもがいた。妹は兄のことを好きでかっこいいと思っており、嫌ではなかったと言っていた。兄は有罪、裁判官から教育的措置と心理ケアに加え、妹に対する100万円の支払いが命じられた。この金額は児童相談所の口座に振り込まれ妹が児童相談所を離れる際に金銭管理目的の成人後見をつけられることになった。

刑法 Art. 434-3<sup>42</sup>

未成年に対し欠乏や剥奪、不適切な扱い、侵害や性的行為を加えた者は全て、3年の刑期と570万円の罰金

### 少年法と児童保護

少年法について日本では少年院が退所後のことを用意しなければならないと少年院職員への聞き取りで回答があったが、フランスは未成年司法的保護PJJ(Protection Judiciaire de la Jeunesse)がフォローする子どもは児童相談所と平行支援、もしくは未成年司法的保護の措置の後は児童相談所が引き継ぐこと

<sup>42</sup> Code pénal Art 434-3: Le fait, pour quiconque ayant eu connaissance de privations, de mauvais traitements ou d'agressions ou atteintes sexuelles infligés à un mineur trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende.

も多い。未成年司法的保護の措置も日本の少年院のように場所を変えてしまうのではなく、施設にいた場合はその施設にいるまま、もしくはかつて経験した施設に戻り少年法のエducatorが通って個別指導するなどそれまでの生活に自然に近い方法が優先される。

路上エducatorへの調査では、未成年司法的保護の教育的支援がひと段落し、地域に戻る段階で未成年司法的保護のエducatorから引き継ぎを受け、同時並行で子どもをフォローするようになるという。未成年司法的保護のエducatorは非行傾向のある未成年の教育支援の専門なので、継続して地域内での支援を続け、路上エducatorは地域の若者グループを得意としているので、アルバイト、職業訓練、余暇活動など目配りしながら地域内で暮らしを築いていくことを支える。

児童相談所がフォローしている子どもは非行傾向が見られても未成年司法的保護の介入にはなりにくく児童保護分野で持ちこたえる傾向もある。警察が捕まえても児童保護分野のフォローがあると分かれば釈放するといった現場も調査で目撃した。

少年院に相当する閉鎖施設の利用はとても少なく、存在しない県もある。その代わり、脱走したまま行方不明の未成年が多いこと、18歳までは児童保護的な関わりだったのに18歳以降はいきなり刑務所に入るなど扱いが変わりすぎるといった批判もある。

## 8. 親であることの支援により家庭外措置がなくなる未来

在宅教育支援が「予防」であるのに対し、危険がある場合は「保護」として施設や里親措置をする。家庭外保護は placement というが、「場所を移す」「預ける」という意味である。

保護児童の95%は裁判官決定によるもので、うち里親は45%、施設が35%で残り20%が自宅や一人暮らしのアパートや親戚宅<sup>43</sup>、他に小学校から無料の全寮制の学校や、グループホームなどに預ける。特に15歳以上は一人暮らしから2-3人で一般のアパートをシェアし、そこに職員が毎日夕方通って一緒に過ごすというスタイルが増えている。

他にも1日のうちの一部、一週間のうちの数日などのみ措置する方法も臨機応変に使えるよう法律の規定があり(CASF L222-5-1<sup>44</sup>)、臨時で里親に子どもを預けられる支援をしている機関もある。

<sup>43</sup> <http://www.departements.fr/reaction-de-ladf-suite-a-diffusion-de-lemission-zone-interdite-protection-de-lenfance/>

<sup>44</sup> CASF Art L222-5-1 : Sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance sur décision du président du conseil général : Les mineurs qui ne peuvent demeurer provisoirement dans leur milieu de vie habituel et dont la situation requiert un accueil à temps complet ou partiel, modulable selon leurs besoins, en particulier de stabilité affective, ainsi que les mineurs rencontrant des difficultés

日本では施設を減らし里親を増やすことが目標とされているが、フランスでは県によって里親が20%から91%と開きがあり、それぞれの県の歴史の中で合う形をみつけてきているので一律にどうしようとは言われていない。

「里親が望ましい」という考えではなく、里親が多かったのが1950年代に小規模施設が作られ、現在では在宅教育支援が最優先される。子どもを措置するとしても親元から離すのではなくエデュケーターが毎日家に通う「家への措置」の流れである。

暴力がない限り出身家庭の中で家族全員を支援していくという考え方である。

前回の記事にも書いたように、フランスではかつてどの社会階層においても子どもが誕生したら乳母に預けることが一般的であった。特に都市部においては母親が自分で育てているのは乳児の4%という統計の年もあり、14世紀には乳母の報酬額も定められていた。しかし、1865年にパリ市で生まれ乳母に預けられた子どもの71%が1歳を迎える前に死亡しているという調査結果が発表され、1874年以降公的機関が乳母に預けられている2歳未満の子どもの生命と健康を守るという決定がされ監視事務所が設置された(Romanet, 2013<sup>45</sup>)。母親自身が仕事しながら子どもを育て、国が子どもの発育をフォローできるよう保育園が作られたのは1840年以降であるが、第二次世界大戦後においても夫婦が仕事のため田舎の乳母や祖父母宅に子どもを預けることは頻繁におこなわれ、大企業では子どもを預けるための追加手当があった。経済的支援を受けるよりも子どもに十分なケアと教育を受けさせるように預けることの方が肯定的な選択と親たちにみなされていた。1950年代には特別なニーズに対応できるよう快適で交通の便も良く専門職が揃っている施設が多く作られるようになる。しかし、1951年の世界保健機関のレポートによって家庭外措置の子どもへの悪影響が指摘されると、家庭から子どもを離さずに済むよう予防・家庭内への支援に舵が切られる(David, 2004<sup>46</sup>)。1960年に家庭外措置されていた子どもが80万人いたのに対し(ibid)2017年は17万8880人(短期も含むので一定時点では6万5500人)である(DREES, 2020<sup>47</sup>)。このようにして1958年から在宅教育支援が積極的に

---

particulières nécessitant un accueil spécialisé, familial ou dans un établissement ou dans un service tel que prévu au 12° du I de l'article L. 312-1

Peuvent être également pris en charge à titre temporaire par le service chargé de l'aide sociale à l'enfance les mineurs émancipés et les majeurs âgés de moins de vingt et un ans qui éprouvent des difficultés d'insertion sociale faute de ressources ou d'un soutien familial suffisants.

<sup>45</sup> ROMANET Emmanuelle, 2013, « La mise en nourrice, une pratique répandue en France au XIX<sup>e</sup> siècle », *Transcultur(e)s*.

<sup>46</sup> DAVID Myriam, 2004, *Le placement familial*, Dunod.

<sup>47</sup> République Française Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques, "61 000 enfants, adolescents et

選択されるようになった。90年代以降は保護命令でも子どもを主に実家に措置し専門職がそこに通うという「家への措置」(PAD Placement A Domicile)も行われるようになり 2017年時点で保護の10%を占めている。親子ゲンカなどが起きた際は24時間対応で家庭外への子どもの避難も可能にした支援である(David, 2004)。

暮らす場所は子どもが基本的に合うところを選ぶ。特に施設はここ20年で二倍に増えているが、それは16-21歳で保護を希望する若者が増えたからであると言われている(Verdier, 2012)。筆者の地方都市での調査では、実家が田舎で就職活動に不利、行きたい高校が遠いなどの理由で入所する若者にも多く出会った。

フランスでは現在最優先は在宅教育支援、措置するとしても1年ごとの裁判官の更新なので「短期措置」しかないということになっている。

里親が一般的に利用されていた



専門性の高い小規模施設(1950年以降。特に1990-2007年は施設数が2倍に増える)



在宅教育支援(1958年以降、2007年より強化、今ではフォロー児童の半分)  
家への措置(1990年以降、2007年より強化、今では措置の10%)



将来は親であることの支援の充実によって全員希望する限り自宅で暮らせることを目指している

将来像としては親であることの支援を十分することによって家族の分離を全くなくすこと、完全に施設や里親にいる子どもをなくすことが未来像とされている。そのために親が親になる前のティーンエイジャーから学校やティーンエイジャー向けの機関で暴力体験を見つけ出しケアをしている。

措置先の種類(Code Civil Art.375-3<sup>48</sup>)

もう1人の親  
他の家族か家族が信頼する第三者  
県の児童相談所の支援  
未成年を受け入れることを目的とした機関  
医療もしくは教育機関

里親については次の章で記述する。

施設については、民間団体が様々なタイプの施設を運営し、小さくとも子どもとエドゥケーターと一緒に訪問して決める(Code Civil 375-7<sup>49</sup>)。

子どもの暮らす場所を選ぶ Code Civil 375-7

子どもが暮らす場所は子どもにとって有益な場所を選び、遺伝的親を訪問し宿泊することがスムーズにでき、兄弟との関係が維持できるよう配慮すること。

受け入れ先については、企業のようなもので競争原理がある。つまり児童相談所や裁判所は預かった子どもの委託先を決めるのにその子どもに合う施設や里親を決める。当然問題があったり子どもの移動希望が出たようなところは選ばれなくなってしまう。里親は4ヶ月間選ばれないとリストから外され、その後一定の年数同じところには登録できなくなってしまうので、他都市や他の民間団体に再就職しなければならなくなる。ただし、全体的に短期措置が多いことと一時保護を里親宅ですることもあるので動きは多い。95%が裁判所決定の措置なので親が里親委託同意をしないということはなく子どもに合った場所が選ばれる。里親の場合も、里親事務所があり、そこに子ども担当エドゥケーター、実親担当エドゥケーター、里親担当エドゥケーターがいることが多く、それぞれがフォローする。

子どもも自分で訪問して決めるので、選ばれない施設は空席が増えると新しいニーズを取り入れるなど選ばれる支援を加えていかざるを得なくなる。特色のある施設として例えば、暴力傾向が強くエネルギーに満ちた子ども用にさまざまなスポーツ選手がアクティビティをしに来てエドゥケーターもスポーツの教員免許を持っている人を採用しているところなどがある。

<sup>48</sup> Art. 375-3 al.1 : Si la protection de l'enfant l'exige, le juge des enfants peut décider de le confier : 1° À l'autre parent ; 2° À un autre membre de la famille ou à un tiers digne de confiance ; 3° À un service départemental de l'aide sociale à l'enfance ; 4° À un service ou à un établissement habilité pour l'accueil de mineurs à la journée ou suivant toute autre modalité de prise en charge ; 5° À un service ou à un établissement sanitaire ou d'éducation, ordinaire ou spécialisé.

<sup>49</sup> 375-7 Code civil : Le lieu d'accueil de l'enfant doit être recherché dans l'intérêt de celui-ci et afin de faciliter l'exercice du droit de visite et d'hébergement par le ou les parents et le maintien de ses liens avec ses frères et sœurs en application de l'article 371-5.

入所が決まると施設や里親はその時期に合わせて半年ごとの計画を子どもと親と一緒にたててサインする。赤ちゃんでも実際説明はされるし本人の言葉は小さい時から記録されるが本人がサインするのは筆者の調査では5歳からおこなわれていた。計画書を作ることも法律で定められている(CASF Art.223-1<sup>50</sup>)そして半年後にはまた裁判に向けて子どもと親に関わっている職員たちが報告書を書く。裁判所に出す報告書を全て子どもにも親にも見せるところもある。

子どもの計画をたてる権利 (art. L.223-1-1 CASF)

児童相談所と親権者はともに、子どもについて、親について、親が親としての役割を果たせるような環境についてどのような支援をするかを詳細に記述し、その目的と実現までの期間を規定する。

どの機関の誰が支援全体の整合性と時間的継続性を保証する担当になるかを示す。

子どもはこの内容を知らされなければならない。

そして受け入れ機関は年に最低一回子どもと家族の状況についての報告書を作成しなければならないことは既に記述した通りである。

家庭復帰(CASF L223-3-1<sup>51</sup>)

家庭外に子どもが措置される場合は、家族再統合は本人が希望し、裁判官が認めた場合で、それは措置の初めから職員の仕事の1つになっている。司法で親にも自分の病気や依存症や住居環境や金銭問題を解決するよう言われ、家庭経済コンサルタントが司法決定でつくこともあり、家族の支援が同時並行で開始される。家族のそれらの取り組みの支援をした上で、家族のもとで子どもが週末を過ごし、次に二週間のバカンスを過ごすといったように進めていく。最初は丸一日施設職員も一緒に子どもの家庭で過ごすなどしながら、徐々に家庭復帰できるよう支援することも受け入れ機関のミッションとなる。

<sup>50</sup> CASF Art.223-1 (抜粋): Les services départementaux et les titulaires de l'autorité parentale établissent un document intitulé " projet pour l'enfant " qui précise les actions qui seront menées auprès de l'enfant, des parents et de son environnement, le rôle des parents, les objectifs visés et les délais de leur mise en œuvre. Il mentionne l'institution et la personne chargées d'assurer la cohérence et la continuité des interventions. Ce document est cosigné par le président du conseil général et les représentants légaux du mineur ainsi que par un responsable de chacun des organismes chargés de mettre en œuvre les interventions. Il est porté à la connaissance du mineur et, pour l'application de [l'article L. 223-3-1](#), transmis au juge.

Sur la base des informations dont il dispose, le président du conseil général veille à assurer le suivi et, dans la mesure du possible, la continuité des interventions mises en œuvre pour un enfant et sa famille au titre de la protection de l'enfance.

<sup>51</sup> CASF L223-3-1: Si l'enfant est confié au service départemental de l'aide sociale à l'enfance en application du 3° de l'article 375-3 du code civil, le juge fixe la nature et la fréquence des droits de visite et d'hébergement des parents et peut décider que leurs conditions d'exercice sont déterminées conjointement entre le service et les parents dans le cadre du document prévu à l'article L. 223-1 du présent code. Ce document lui est adressé. Il est saisi de tout désaccord.

施設の親担当のエducatorは親の力を引き出すことを求められているので、毎週決まった曜日に子どもの食べたいものを親子一緒に作る時間をもったり、どのようにして親子でいい時間を過ごし親の価値を子どもに伝えられるか工夫をする。

### 問題点

問題は子どもと受け入れ機関相互の同意で成り立っているので、調査先が大都市で選択肢があるからこそなのかもしれないが「あれがいやだこれがいやだ」と次々と場所を変える子どもにも出会った。施設側も受け入れる子どもを選ぶため、転々とした子どもは行き先の選択肢が少なくなってしまう。子どもは長い目で見て妥協する、気に入らない職員や仲間がいても我慢しようとは思わないことがあり、特に初めて入所したときは不安定なことがあるので難しさがある。脱走すれば違う場所に移してもらえると年に何回も裁判をし直し移動していく子どももいた。

児童相談所は次の受け入れ先が見つかりやすいように詳細を書かないことがあるので、子どもの情報が行く先々で共有されているとは限らないことも問題であるように感じた。前の施設で異性とのいざこざがあって他にうつった、大量服薬や5階から道路に向けて椅子を投げて次にうつることになったなどの情報が共有されず、次の受け入れ先は何があったか十分知らないため対応が遅れることがある。施設側も「合わないから他にうつるほうがいい」と勧めることもあった。精神的な難しさがある子どもは転々とする傾向もあるようであった。

また、子どもが「家に帰らない」と言う限り子どもは保護され、子どもが「自分の苦しみやうまくいかないことが親のせいである」と主張すれば子どもはケアの対象となる。親との関係性の中で「トラウマを抱え」「勉強に集中できない困難な期間を過ごし」「時間をかけてリカバリーし成長を支える必要がある」と子どもの状況は専門職たちに説明づけられる。その後十分に親と子どもとの間の調整、仲裁の機会がとられれば子どもも親も新たな関係性を築く機会にすることができるが、それが不十分な場合は子どもを「被害者」としてしまう危険性がある。

一方でホテル暮らしを強いられている子どもがいることも問題となっている。施設や里親宅ではまわりに迷惑がかかって難しい子どもをホテルに移し、エducatorがそこに通うという方法なのだが、実際にはエducatorが通いきれないケースも出てきているそうである。2021年1月27日にフランス3によって報道された内容では、パリの西のオ・ドゥ・セーヌ県では預かっている

子どもの3分の1がホテルにおり、600人に上るといふ。児童相談所のエデュケーターは週1回電話がつながればいい方で定期的な訪問や指導はできていないと話す。理由として、施設が一人1日1万9000円かかるのに対し9500円で済むからであると児童相談所の管理職は言う。一方で県の部署代表は、未成年単身移民が2017年から2019年の間に270%増加していることを理由であるとする。中には3年間も教育支援の少ないホテル暮らしを強いられている若者がいる。そのような中、2020年12月12日に同県のホテルに8ヶ月間措置されていた17歳の若者が同じく措置されていた他の若者に短剣で殺されニュースになった。当時児童相談所職員は誰もホテル内におらず、加害者も暴力傾向であるとわかっていながら適切な支援を受けられず事件を起こしてしまった点では、被害者であると報道されている。ホテルの利用は2013年から始まり、未成年単身移民が大量に流入した2016年頃から利用が広がり、現在は7000-8000人がいるとされている。ホテルに措置されている子どものうち95%は未成年単身移民である。残りの5%は特別難しい事情を抱え施設や里親宅の受け入れが叶わない児童保護分野の子だ。(France TV, 2021/01/27)

子どもの権利条約に「家庭環境に短期的もしくは永続的にいられない状況の子どもは国の保護を受けることができる」と書かれているため、未成年は滞在許可などがなくても保護され学校に通うことができる。筆者が会った未成年単身移民は皆即日どこかの施設などに入り翌日から学校に通ったと言っている。

ずっと同じ子どもをフォローする専門職が少ないことも課題なのではないかと思う。セヌ・サン・ドニ県では20年同じ人が児童相談所にて脱走するたびに同じエデュケーターが迎えに行くということもあったが、パリ市は長く働いている人が比較的少なかった。

前述しているように全ての子どもは弁護士をつけることができ、裁判官には子どもに弁護士をつける権利があることを伝えなければならない。ある論文には格段に利用されるようになり子どもの長期的支援に効果を発揮していると書いている(Verdier, 2007)。実際に筆者が見てきたケースでも、幼少期に慕っていた里親への再会支援や施設で暴力を受けたときの訴えに関してはとても有効であろうと思われる。しかし、私はパリ市とセヌ・サン・ドニ県数百人の子どもに会い書類も見てきているが弁護士がついている子どもには会わなかった。実施状況について県による差が大きいのもかもしれない。

家庭裁判所調査官という職業がないので全関係者に会っている人もいない。

保護の対象は妊娠中からであることを付け加えておきたい。児童相談所の保護は妊娠中の女性から始まり、保護期間中も妊娠中の子どもと母親にとって有益

である場合父親との関係も維持できるよう配慮される(CASF Art L222-5<sup>52</sup>)。そのため、母子施設に父親も通うことができ、父親も一緒に住める施設やアパートもある。

母子保護は妊娠中から、父親も支援 CASF Art L222-5  
妊娠している女性や3歳未満の子どもを抱えて孤立している母親が物理的  
精神的支援を必要としている場合、児童相談所が支援する。子どもにとっ  
て有益で適している場合、子どもの父との関係の保持や再構築に母親たち  
を受け入れている機関は障害となつてはならない。

妊娠中の未成年や子育てする未成年の場合は里親宅が選ばれることが多い。それは、赤ちゃんだけでなく本人も支援が必要であるからだ。そして保護期間は自立が軌道に乗ってから送り出せるように施設内に保育園があつて仕事をしたり学校に行ったりし、アパートに移ってから継続して一年ほど支援を受けてから自立する。学生の場合は夜間赤ちゃんを施設内にある保育園に預けてしっかり寝て学校に行けるようになっている。

## 9. 複数の大人で子どもを育てる

フランスの児童福祉では「社会的親」「レジリエンスの後見人」を子どもたちに与えるためにたくさんの出会いをつくり、複数の大人で子どもを育てるという考え方がされている(pluriparentalité)。

法律でもそのことは書かれているので、里親、施設職員、その他の関係も子どもが望む限り維持することが求められている。

子どものまわりの人 Art. L.221-1<sup>53</sup>  
子ども自身の利益のために、子どもが家族以外と築いてきたアタッチメン  
トの絆が保たれ、育まれるよう注意する

家族手当基金での聞き取りでは、戦後から60年代までは家庭にいる母親が子どもを育てるという固定概念をもとに福祉があつたため、児童手当の支給が家族支援だったが、70年代になり、働く女性の増加、片親家庭など家族スタイルが

<sup>52</sup> CASF Art L222-5-4 :Sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance sur décision du président du conseil général : Les femmes enceintes et les mères isolées avec leurs enfants de moins de trois ans qui ont besoin d'un soutien matériel et psychologique. Ces dispositions ne font pas obstacle à ce que les établissements ou services qui accueillent ces femmes organisent des dispositifs visant à préserver ou à restaurer des relations avec le père de l'enfant, lorsque celles-ci sont conformes à l'intérêt de celui-ci.

<sup>53</sup> CASFL221-1-6: Veiller à ce que les liens d'attachement noués par l'enfant avec d'autres personnes que ses parents soient maintenus, voire développés, dans son intérêt supérieur.

多様化するなかでサービスを提供する福祉に舵が切られたという。かくして、現在家族手当基金がしている「親であることの支援」の大きな支援のくくりとしては以下の5つがある。

「親であることの支援」	家族手当基金
REAAP Les réseaux d'Ecoute, d'Appui et d'accompagnement des Parents	38 億円
親が相談できる場所	
CLAS Contrat Local d'Accompagnement Scolaire	68 億円
学校で困難を抱える子どもとその親の支援を継続的にする場所	
Méditation familiale	32 億円
家族内の問題解決をする場所	
Espaces de rencontres	12 億円
離れて住む親や親戚との再会場所	
LAEP Les Lieux d'accueil enfants-parents	36 億円
親が3歳未満の子どもを遊ばせながら相談できる場所	

合計 186 億円。うち健康保険 50%、国 11%、30% 県と自治体である。(IGAS, 2013) 妊産婦幼児保健センターや学校や地域にも親を支援する専門職はたくさんいるが、その他にもいくつも親を支援することを専門とする機関を用意し、親たちが専門職に支えられながら子育てする構図になっている。子どもにとっても親だけが独自に育児に関する判断をするのではなく、日常的に会う大人が複数いて彼らと話すことができる。

特に社会的養護の子どもたちにとって、絆づくりは措置解除となったあと子どもが孤立しないための重要な社会的資源と考えられているので、積極的に絆を育むことが職員たちによって進められている。

1つは「家系図作り」と言い、親子それぞれの心理面談や親担当エドゥケーターの面談のときに家系図を書きそれをもとに家族の歴史をたどる。その中で子どもがやり取りできそうな人に連絡をし、泊まりに行ったり一緒に旅行に行ったり子どもが相談できる人を増やす。あまり交流が多くない家庭が多いが、子どもにとって重要であることを伝えると受け入れてくれ開いてくれる家族ができるようにする。

もう1つは「電話帳作り」と言い、小学校時代に気にかけてくれた先生、住んでいた地元で親しくしていた大人や先輩、習い事で慕っていた先生などに引越しや施設入所などで切れてしまい、親も会う機会を設けないまま疎遠になっていた大人に再度連絡を取って週末一緒に過ごしたりできるためである。そして、

さらに新しく習い事やボランティアに参加するなどしてそういった場所を増やしていく。

麻薬の売買など反社会的なライフスタイルを選択する若者にとって20代後半頃には家族を築く機会などにその暮らしから抜け出したい時が来ると言われている(désistance)。そのときによく知っている人がいれば、力になることができるが、そのためにずっと前から関係性を築いておく必要があるとも言われている。

## 10. 子どもと同じだけ親も他の兄弟も支援する在宅教育支援

在宅教育支援は親権者の同意がある場合は AED (Aide Educative à Domicile)、裁判官判断の場合は AEMO (Action Educative en Milieu Ouvert) と言う。直訳は家庭内教育的支援と開放空間における教育的支援である。

法律も児童相談所に子どもと同じだけ親にも他の兄弟にも支援することを求めている。

子どもの社会的支援 CESF Art. L.221-1<sup>54</sup>  
子どもの社会的支援は以下をミッションとする  
物理的、教育的、精神的支援を未成年とその家族に提供する

在宅教育支援の内容 (CASF Art L222-3<sup>55</sup>)。  
1. 家族支援テクニシャン<sup>56</sup>または家事支援員の派遣  
2. エデュケーターによる在宅教育支援  
3. 金銭的支援  
4. 家庭経済ソーシャルワーカー<sup>57</sup>による支援

<sup>54</sup> CASF Art. L.221-1-1 : Le service de l'aide sociale à l'enfance est un service non personnalisé du département chargé des missions suivantes : Apporter un soutien matériel, éducatif et psychologique tant aux mineurs et à leur famille.

<sup>55</sup> L'aide à domicile comporte, ensemble ou séparément :

- l'action d'un technicien ou d'une technicienne de l'intervention sociale et familiale ou d'une aide ménagère ;
- un accompagnement en économie sociale et familiale ;
- l'intervention d'un service d'action éducative ;

- le versement d'aides financières, effectué sous forme soit de secours exceptionnels, soit d'allocations mensuelles, à titre définitif ou sous condition de remboursement, éventuellement délivrés en espèces.

<sup>56</sup> 家族支援テクニシャン (TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale) : 国家資格。1年半から2年で理論950時間、研修1155時間。高校卒業程度。家庭を特定の目的達成のため毎週複数時間訪れる。目的とは、生活リズムを整えることや子どもの年齢に応じた必要なケアや習慣を身につけられることなどで、親子とともに取り組む。

<sup>57</sup> 家庭経済ソーシャルワーカー (CESF Conseiller en Economie Sociale Familiale) : 国家資格。家計のやりくりができるよう支援する。市営住宅から雇用されて滞納者の支援をする人もいる。

家庭経済ソーシャルワーカーについては裁判官命令で指示が出て専門とする機関が家族の在宅教育支援とは別におこなうこともある(mesure judiciaire d'aide à la gestion du budget familial Code civil art 375-9-1<sup>58</sup>)。

パリ市の場合、在宅教育支援は外部委託なので児童相談所職員が実際家庭訪問をするわけではない。セヌ・サン・ドニ県では最初の半年のみ児童相談所のエドゥケーターが担当することもある。

裁判官が平日最低1日1時間など決めて、かつ必要に応じて施設と行き来しながら(Code civil Art.375-2<sup>59</sup>)支援する強化された在宅教育支援 AEMO renforcé をする。そして家への措置もある。

家族支援テクニシャンが週5回朝7-9時に行って、一緒に朝起きてから朝食を食べ学校に送り、その後、母親と少し話すという機会を持たばその間の親子のやりとり、それぞれの反応について教育的指導をすることができる。または、その家庭に週5回夕方16-18時に行き一緒に宿題をし、夕食の支度をするのでその家族の1日の流れやパターンを作ることを目指す。親子関係の不具合も修正していこうとする。

施設措置と同じように半年に一回報告書を措置元である児童相談所に、裁判所経由の場合は裁判所に提出する。

パリ市では子ども1人の1日の施設措置費2万3000円、対して在宅教育支援は1日1時間で8500円で家族全員に関わることができます。平均的な支援期間で計算すると在宅教育支援で子ども1人あたり約67万円、施設(里親)入所になると1人平均約2700万円かかることになると国の報告書に書かれている(IGAS,2013)。

子どもに問題が多ければ多いほど、特別な専門職をたくさん揃えた施設に入れなければならないため、より高くつくことになり、前もってケアをすることが社会的なコストの面でも予防になると考えられている。

日中入所 (Code Civil Art 375-3, 375-4, 375-9, CASF Art L222-5, L223-3)

子どもが親子分離を望まない場合や、脱走して戻ってしまう場合なども暴力がない限り在宅にするが、その場合は日中入所が選ばれることがある。

<sup>58</sup> Lorsque les prestations familiales ou le revenu de solidarité active servi aux personnes isolées mentionnées à l'article [L. 262-9 du code de l'action sociale et des familles](#) ne sont pas employés pour les besoins liés au logement, à l'entretien, à la santé et à l'éducation des enfants et que l'accompagnement en économie sociale et familiale prévu à l'article [L. 222-3](#) du code de l'action sociale et des familles n'apparaît pas suffisant, le juge des enfants peut ordonner qu'ils soient, en tout ou partie, versés à une personne physique ou morale qualifiée, dite " délégué aux prestations familiales ".

Ce délégué prend toutes décisions, en s'efforçant de recueillir l'adhésion des bénéficiaires des prestations familiales ou de l'allocation mentionnée au premier alinéa et de répondre aux besoins liés à l'entretien, à la santé et à l'éducation des enfants ; il exerce auprès de la famille une action éducative visant à rétablir les conditions d'une gestion autonome des prestations.

<sup>59</sup> Il peut autoriser ce dernier à lui assurer un hébergement exceptionnel ou périodique à condition que ce service soit spécifiquement habilité à cet effet.

サポートについて納得でき理解できることが自分を立て直すスタート地点なので、それはどうしても親と離れることに納得できない子どもに教育的支援をする方法の1つとされている。365日開いている施設に学校帰りに行き、そこで宿題をしたりアクティビティに参加したりする。子どものことを時間軸と空間軸の両方で子どもを見守る役目を職員たちが担う。子どもたちに毎日会い、育ちを個別でみる大人たち。土日や長期休み期間は強制ではないのに、毎日来る子どもが大半である。筆者は日中入所の1つ「不登校支援校」に二年間通い調査したことがあるが、最初は学校の代わりにこの場所に毎日通い、様々なアクティビティの中から関心のあるものを選んで取り組み、できないことができるようになる体験を繰り返す中で自信をつけ、新しいことに挑戦する気持ちを育てていた。そのうち子どもの方から「勉強してみたい」と言うようになったら一対一で遅れを取り戻し、通信制の中学校や高校の勉強を進めて一般の学校に編入できるようにする。一般の学校に戻ってからも学校帰りに不登校支援校に行き先生と一緒に宿題をし、週末や休暇期間中はスポーツやお出かけや旅行を職員としていた。習い事も職員と一緒に申し込んで一緒に習い、絆を深め、「子どもにとって影響力の強い大人」を用意して教育につなげていた。

## 11. 里親と養親

里親と養親についてはまた別の機会に詳細を記述したいので今回は簡単な内容に止める。

日本と大きく違うのは、里親は職業として確立しており、里親と養親の入り口は全く別であるということだ。

里親は家族アシスタントが直訳の *assistant familial* という名称である。資格を持った専門職のいる家庭に住みケアを受けることは子どもに限らず、障害や高齢の分野でも行われている支援スタイルである<sup>60</sup>。

一般に保育は保育園、保育アシスタント(*assistant maternel*)、ベビーシッターから選択し給料の1割の金額で受けることができる。保育アシスタントは資格を持った者の自宅で近隣の子どもを2-3人預かるものである。自分の子どもが小さい時期まで保育アシスタントをし、自分の子どもが大きくなったら里親に転職というケースがパリ市では多く見られた。里親は自身の子どもの養育状況や子どもに接する仕事の経歴が重視される。筆者が同行した里親志望者の面談においても、育てた子どもたちとの面談し、成人している子どもについても詳細におこなう。どのような子どもに育ったか、彼らが里子を迎えることをどう思っているか聞き取りをしていた。

<sup>60</sup> <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15240>

里親は60時間の講習を受け、子どもを受け入れてからも240時間の講習を受ける。給料は子ども一人で月17万円(1384euro)、二人で28万円である。それに加え、緊急受け入れ、障害や病気の子どもの加算、勤続年数に応じた加算などがある。その他に洋服、日用品、学校で必要なものの購入代、子供のおこづかい、クリスマスプレゼント代などが支払われる。子どもが委託されていない期間も月6万円の固定給が出るが4ヶ月間委託がないと契約解除になるため別の自治体や民間団体に転職しなければならない。

パリ市の子どもの場合には里親がパリ市の外にいることが多く、かなり遠隔地であるため、大きい子どもは同じ学校に通い続けるなどの理由で希望しないことが多い。パリ市の里親事務所もしくは民間団体経由で里親宅に委託されるが、それぞれ例えば「この事務所は〇〇県〇〇市に里親を130人持っている」といった方法でパリ市の子どもを地方に委託し、事務所の職員が週何度も行き来して運営している。セヌ・サン・ドニ県の場合はほぼ100%北アフリカ系の人たちが里親をしていて、彼らの文化ならではの分け隔てなく親切に受け入れる姿勢が児童福祉職にはとても評価されている。

年齢の高い子どもでも施設だと勉強に集中できない、知的能力が低く自分のことを自分ですることが難しい場合など里親を選ぶ子どもももちろんいるが、小さい子どもの方が里親を選ぶことは多い。

事務所によるが、実親支援のエデュケーターと子どもと里親支援エデュケーターを分けて配置しているところもある。

子どもにとっては、実親と会う権利やその方法、元いた里親家庭と交流する権利などルールが決まっており、里親のことは「おじさん」「おばさん」と呼ぶようになっている。

日本では里親を増やす動きにあるが、子どもの知る権利や真実告知などルールが不明瞭であり、里親側も子どもとの関係におけるルールが不明瞭であるため、不安を感じている。

日本の現場職員から筆者が聞いた話で、里親の家業を継ぐために自分の行きたい道に就職させてもらえなかった、いじめられると脅されて苗字を家族のものに変えさせられた、養親が病気をしたタイミングで養子縁組を求められてその後介護を期待されるようになったなどの話を聞くと、「子どもの福祉のための里親」という大前提が守られているか疑問を覚える。

## 養子縁組(CASF ArtL225-1 から 20)

養子縁組についても日本でおこなわれているような出産後退院時の委託ではなく、まずは児童福祉の専門家がいる乳児院や匿名出産専門里親のところで2ヶ月間観察をおこなう。子どもが望むもの、子どもを知ってから子どもに会う養親を選ぶ。そのプロセスも細かく定められている。

パリ市養子縁組窓口への問い合わせによると、養親として市に登録するにも研修会や度々の面接で9ヶ月はかかる。最初の説明会から最後のプロセスまで進むのは半数しかいない。一度登録すると5年間有効であり、一年間に全国で1万3000人登録している中で養子を迎えられるのは1400人である。45歳を超えると子どもを迎えることは難しいそうである。

パリ市のホームページ<sup>61</sup>にも養子縁組が「夫婦の子どもの代わり」ではないことは明記されており「養子になる子どもは子ども自身の複雑な傾向のある歴史を持ち、見捨てられたトラウマを抱えている。養親の最優先の使命は子どもが自分の歴史と向き合うのを支えることである」と書かれている。子どもを迎えてからも児童相談所の丁寧なフォローを受ける。

匿名出産の際や、親権者のいない子どもは「国の子ども」Pupilles de l'Etat (CASF Art L224-1<sup>62</sup>) (条件は CASF Art L224-4)としてまず登録される。フランスには戸籍はないが、出生証明書がつくられる。そこで親は「国」ということになる。名字は、生みの親または病院で赤ちゃんを迎えた職員たちが3つつける名前のうちの1つを名字にする。例えば男の子でポール・ヴァンサン・トマと3つの名前が出て、トマを名字にするといった方法である。

彼らの状況は毎年一回家族評議会 Conseil de famille がチェックする。養子縁組の際の養親の選定も彼らがおこなう(CASF Art L224-2<sup>63</sup>)。

<sup>61</sup> <https://www.paris.fr/pages/adopter-un-enfant-les-demarches-131>

<sup>62</sup> CASF Art L224-1 : Les organes chargés de la tutelle des pupilles de l'Etat mentionnée au présent chapitre sont le représentant de l'Etat dans le département, qui exerce la fonction de tuteur et peut se faire représenter, et le conseil de famille des pupilles de l'Etat ; la tutelle des pupilles de l'Etat ne comporte pas de juge de tutelle ni de subrogé tuteur.

Le tuteur et le conseil de famille des pupilles de l'Etat exercent les attributions conférées à ces organes selon le régime de droit commun. A cette fin, le conseil de famille doit examiner au moins une fois par an la situation de chaque pupille. Avant toute décision du président du conseil général relative au lieu et au mode de placement des pupilles de l'Etat, l'accord du tuteur et celui du conseil de famille doivent être recueillis, ainsi que l'avis du mineur dans les conditions prévues à l'article L. 223-4. Le mineur capable de discernement est, en outre, entendu par le tuteur, ou son représentant, et par le conseil de famille, ou l'un de ses membres désignés par lui à cet effet.

Lorsque le mineur se trouve dans une situation de danger manifeste, le tuteur, ou son représentant, prend toutes les mesures d'urgence que l'intérêt de celui-ci exige.

<sup>63</sup> CASF Art L224-2 : Chaque conseil de famille comprend :

-des représentants du conseil général désignés par cette assemblée, sur proposition de son président ;

家族評議会とは各県で設置され、パリ市の場合は、議員2人、元養子2人、児童福祉分野の研究者など有識者2人、医者、養子当事者団体の代表からなっている。子どもの状況の詳細なレポートをもとに候補の中から適していると思われる夫婦を三組選び、それをもとに子どもとのマッチングのステップに進む。パリ市養子縁組窓口の責任者によると、養親を選ぶ際一番重視しているのは「遺棄」「育てられなかった事情があった」ということを理解しようとしているかという点であると言う。子どもを子どもの背負ってきた歴史的な文脈も含め支えていくことができるか。養親の望む姿に子どもを当てはめようとするのではなく、「実親に育ててもらえなかった子ども」というものをどのように理解しようとしているかという点に一番着目するそうだ。

匿名出産(CASF L223-6<sup>64</sup>)の際の母親の権利についても詳細に定められている。私立病院であっても女性の匿名性を守り、身分証明書の提示などを求めてはならない、出産やそれにとともなう入院にかかる費用は児童相談所が負担する、女性が希望すれば心理的なケアを受けることができる、と定められている。その際に残すべき情報についても整理されており、誰がそれを担うかも決められている(CASF L223-7<sup>65</sup>)。

---

-des membres d'associations à caractère familial, notamment issus de l'union départementale des associations familiales, d'associations d'assistants maternels et d'associations de pupilles et anciens pupilles de l'Etat choisis par le représentant de l'Etat dans le département sur des listes de présentation établies par lesdites associations ;

-des personnalités qualifiées désignées par le représentant de l'Etat dans le département.

Le conseil de famille est renouvelé par moitié. Le mandat de ses membres est de six ans. Il est renouvelable une fois. Ses membres assurant la représentation d'associations peuvent se faire remplacer par leur suppléant.

Les membres du conseil de famille sont tenus au secret professionnel selon les prescriptions des [articles 226-13 et 226-14](#) du code pénal.

La composition et les règles de fonctionnement du ou des conseils de famille institués dans le département sont fixées par voie réglementaire.

<sup>64</sup> Toute femme qui demande, lors de son accouchement, la préservation du secret de son admission et de son identité par un établissement de santé est informée des conséquences juridiques de cette demande et de l'importance pour toute personne de connaître ses origines et son histoire. Elle est donc invitée à laisser, si elle l'accepte, des renseignements sur sa santé et celle du père, les origines de l'enfant et les circonstances de la naissance ainsi que, sous pli fermé, son identité. Elle est informée de la possibilité qu'elle a de lever à tout moment le secret de son identité et, qu'à défaut, son identité ne pourra être communiquée que dans les conditions prévues à [l'article L. 147-6](#). Elle est également informée qu'elle peut à tout moment donner son identité sous pli fermé ou compléter les renseignements qu'elle a donnés au moment de la naissance. Les prénoms donnés à l'enfant et, le cas échéant, mention du fait qu'ils l'ont été par la mère, ainsi que le sexe de l'enfant et la date, le lieu et l'heure de sa naissance sont mentionnés à l'extérieur de ce pli. Ces formalités sont accomplies par les personnes visées à l'article L. 223-7 avisées sous la responsabilité du directeur de l'établissement de santé. A défaut, elles sont accomplies sous la responsabilité de ce directeur.

Les frais d'hébergement et d'accouchement des femmes qui ont demandé, lors de leur admission dans un établissement public ou privé conventionné, à ce que le secret de leur identité soit préservé, sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département siège de l'établissement.

Sur leur demande ou avec leur accord, les femmes mentionnées au premier alinéa bénéficient d'un accompagnement psychologique et social de la part du service de l'aide sociale à l'enfance.

Pour l'application des deux premiers alinéas, aucune pièce d'identité n'est exigée et il n'est procédé à aucune enquête.

Les frais d'hébergement et d'accouchement dans un établissement public ou privé conventionné des femmes qui, sans demander le secret de leur identité, confient leur enfant en vue d'adoption sont également pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département, siège de l'établissement.

<sup>65</sup> CASF L223-7: Pour l'application de l'article L. 222-6, dans chaque département, le président du conseil général désigne au sein de ses services au moins deux personnes chargées d'assurer les relations avec le Conseil national pour l'accès aux origines personnelles, d'organiser, dès que possible, la mise en oeuvre de l'accompagnement psychologique et social dont peut bénéficier la femme et de

## 12. 家族、親子関係の中での子ども

### 家族法

結婚する時には区役所で区長や副区長が20分ほどの式をおこなうが、そこで区長が新郎新婦に読み上げているのは、家族法の条文で、家族としての義務について、そして将来親になったときの義務についてである。外国人の場合法廷通訳までつけさせるほどフランスの家族に関する法律を理解した上での結婚か確認させられる。その上で「夫婦になることを決めますか？」はい、いいえと答えさせている。区役所職員によると、年数回はその場で不自然と感じ区長判断で保留にし地区ソーシャルワーカーにつなぐこともあるそうだ。

ソーシャルワーカーやエデュケーターが支援に入る際に家族法の確認を家族とする場面があるが、結婚式でも同じ内容が確認されている。

#### 家族に関する法律 Code Civil 371-1<sup>66</sup>

親権は子どもにとっての利益を最終目的とする権利と義務である。  
子どもの成人もしくは本人が解き放たれる日まで、子どもの安全、健康、精神を守り、教育を受け成長していけるよう支え、個人として尊重する。  
親としての権利は、身体的または精神的暴力をとまわらないものである。  
親は子どもに関する決定事項には子どもを参加させる。

親権について、かつては法律の中に看護や見守りの意味合いがあったが、現在は「機能」としての親権であり、機能が権利より優先されている、そういった意味でも法律内に「児童保護」の精神が組み込まれているとする研究者もいる。(Pelletier, 2003)

---

recevoir, lors de la naissance, le pli fermé mentionné au premier alinéa de l'article L. 222-6, de lui délivrer l'information prévue à l'article L. 224-5 et de recueillir les renseignements relatifs à la santé des père et mère de naissance, aux origines de l'enfant et aux raisons et circonstances de sa remise au service de l'aide sociale à l'enfance ou à l'organisme autorisé et habilité pour l'adoption. Elles s'assurent également de la mise en place d'un accompagnement psychologique de l'enfant.

Ces personnes devront suivre une formation initiale et continue leur permettant de remplir ces missions. Cette formation est assurée par le Conseil national pour l'accès aux origines personnelles qui, selon des modalités définies par décret, procède à un suivi régulier de ces personnes.

<sup>66</sup> L'autorité parentale est un ensemble de droits et de devoirs ayant pour finalité l'intérêt de l'enfant.

Elle appartient aux parents jusqu'à la majorité ou l'émancipation de l'enfant pour le protéger dans sa sécurité, sa santé et sa moralité, pour assurer son éducation et permettre son développement, dans le respect dû à sa personne.

L'autorité parentale s'exerce sans violences physiques ou psychologiques.

Les parents associent l'enfant aux décisions qui le concernent, selon son âge et son degré de maturité.

## 離婚の際の子ども (Code Civil Art 286 – 295)

離婚は必ず裁判所を通すので、子どもの状況や今後を確認する機会がある。親権は両親が持つので暴力などの危険性がない限り子どもは両親双方と過ごすことになる。

1987年の離婚に関する法律<sup>67</sup>で13歳以上の子どもは必ず裁判官に会い父母どちらのもとで今後暮らすかについて意見が聞かれる、親は子どもに意見を言う権利があることを伝える義務がある、子どもは自分専用の弁護士か自分が選んだ人に付き添い裁判官に会うなどと定められた。

### 離婚と子ども Code Civil Art 286 – 295<sup>68</sup>

離婚しても父親と母親の子どもに対する権利と義務は失われない  
裁判官は子どもの養育や面会権について決めるための調査を指示することができる。調査結果を離婚の理由についての議論で利用してはならない。  
裁判官は子どもが表現した気持ちを踏まえた判断をする。

離婚後のやりとりは児童手当を担当している家族手当基金が担う。

まず、子どもが普段一緒に住んでいない家族に会う場所(espace de rencontre)がある。専門職のいるもとで安全に再会の機会を実現しており、子どもの状態も同時にチェックされている。

そして、養育費も家族手当基金が仲介する。養育費が支払われていない由を片親が家族手当基金の運営する機関 ARIPA に申請すると、一部建て替えて支払われ、かつもう片親側に交渉をしてくれる。払わなかった親も、そのままにして雇用主に連絡され給料から天引きされるようになることは望んでいないので、ほとんど支払いを開始すると言う。ARIPA のホームページで親は養育費のやりとりを家族手当基金を通じてすることができる。

ARIPA ホームページ

<https://www.pension-alimentaire.caf.fr/web/guest>

日本で婚外子が 2%であるのに対しフランスは 60%であり、結婚しないカップルも多い。妊娠がわかったときから区役所に認知届けを出すことができるので、その後出産までの間に別れたとしても養育費を請求できる。

<sup>67</sup> Journal officiel de la République française. Lois et décrets (version papier numérisée) n° 0169 du 24/07/1987

<sup>68</sup> Code Civil Art 286: Le divorce laisse subsister les droits et les devoirs des père et mère à l'égard de leurs enfants, sous réserve des règles qui suivent.

Code Civil Art 287-1 : Avant de statuer sur la garde des enfants, provisoire ou définitive, et sur le droit de visite, le juge peut donner mission à toute personne qualifiée d'effectuer une enquête sociale. Celle-ci a pour but de recueillir des renseignements sur la situation matérielle et morale de la famille, sur les conditions dans lesquelles vivent et sont élevés les enfants et sur les mesures qu'il y a lieu de prendre dans leur intérêt.

L'enquête sociale ne peut être utilisée dans le débat sur la cause du divorce.

Code Civil Art 290: Le juge tient compte des sentiments exprimés par les enfants mineurs lorsque leur audition a paru nécessaire et qu'elle ne comporte pas d'inconvénients pour eux.

日本では学校や子どもに関する書類に父母の名前を書く欄があるが、フランスは「親1、親2」であるため、離婚していたり同性婚だったりといったことは気にならない仕組みになっている。

### 13. 近年の傾向と課題

2021年1月27日に FranceTV より「家庭外措置された子ども：共和国は何をしているのか」という2時間40分に渡る番組がテレビで報道され、番組の最後には児童保護副大臣 Adrien Taquet と元当事者で自伝を書き、現役エドゥケーターであり首相のもとに設置されている児童保護国家委員会のメンバーである施設出身者 Lyes Louffok が激論を交わした。FranceTV はちょうど2年前の2019年1月に児童保護に関する一回目の番組を放映しており、ジャーナリストが施設職員として採用されて内部の不具合を隠しカメラで捉えたという内容であった。その翌日、Lyes のもとに大統領夫人から電話が入り、10日後には児童保護国家委員会(Conseil national de la protection de l'enfance)が発足し、児童保護副大臣が置かれた。児童保護国家委員会のもとには全国から陳情や当事者の声が集まるようになってきている。Taquet 副大臣は即児童保護分野の調査を IGAS Inspection Générale des Affaires Sociales(CASF Art L221-9<sup>69</sup>)に指示し、328ページに及ぶ報告書が公開されている(IGAS, 2019)。

児童保護国家委員会(Conseil national de la protection de l'enfance<sup>70</sup>)  
フランス共和国首相のもとに児童保護国家委員会は設置され、政府に児童保護に関する国家政策を提言し、全ての問題について意見をまとめ、実施の動向を調査判断する。自治体の行政の自由は尊重しつつも、政策がそれぞれの地域で一貫性をもって実施されていることを保障する。

2019年から100億円が児童保護分野に追加予算として割かれ、全体では1兆円の予算となっている。児童保護国家戦略も出された(2019)。そのサブタイトルは「全ての子どもに同じチャンスと権利を保障する」であり、冒頭には「子どもたちの well-being は国が守る」と書かれている。小児精神科医にも予算を出し子どもたちが支援を受けやすいようにした。

<sup>69</sup> CASF Art L221-9 : Le contrôle du service de l'aide sociale à l'enfance est assuré par l'inspection générale des affaires sociales.

<sup>70</sup> Il est institué auprès du Premier ministre un Conseil national de la protection de l'enfance, chargé de proposer au Gouvernement les orientations nationales de la politique de protection de l'enfance, de formuler des avis sur toute question s'y rattachant et d'évaluer la mise en œuvre. Ce conseil promeut la convergence des politiques menées au niveau local, dans le respect de la libre administration des collectivités territoriales. Ses missions, sa composition et ses modalités de fonctionnement sont définies par décret.

担当副大臣ができたことで、その後も児童保護分野についてのテレビ番組ができた翌日にはツイッターで反応するなど臨機応変な対応ができるようになった。2020年3月に外出禁止を政府が決定した際も、大臣はコロナによる影響がある間には年齢や契約がすぎても児童保護から子どもを卒業させてはならないと指示した。2021年2月現時点では2021年6月までは子どもたちは退所を強いられることはない。そして21歳未満の若者は保護を申請することができる。大学以上の進路を選択した退所者には月7万円の生活費と学生寮が優先して与えられること(学費は免除になる)を決定したりと、状況は改善しつつある。これまで国が方針を決めても実施は県に任されていたのが、国が指揮を取り直している状況である。

児童保護国家戦略の中でも当事者の参加は施設の運営会議から県議会、国会まで書かれている。そして児童保護、養子出身者の支援団体の設置は1943年より各県に義務付けられ各県と国が運営の予算確保することになっている(CASF Art L224-11<sup>71</sup>)ため、その団体(ADEPAPE<sup>72</sup>)の影響力も大きい。かつて児童相談所の支援を3ヶ月以上受けていた人が対象なのだが、生涯助けを求めることができる。その影響力は大きく、今回のテレビ番組もパリ市の団体で事前に視聴し様々な意見を元当事者たちから集めた上で放映当日の議論がおこなわれた。

隣国スイスにおいては2000年始めから大人になった元当事者たちが不当な扱いを受けて育ったと当事者運動を全国的に展開し、2013年に法務大臣が公式に元措置児童だった人たちに謝罪し、一人254万円の慰謝料が出身者15000人に支給された。そのような動きも励ましとなり、フランスの児童福祉分野では当事者や元当事者がメディアの取材を受け発言していく傾向が近年強まっている。

子どもの権利条約の実施状況について国家人権委員会(CNCDH, 2019)は大まかに以下のような課題を指摘している。

- 移民の子どもたちの権利の取得、LGBTの子どもたちの権利
- 母子保健分野 妊産婦幼児保護センターの予算削減への懸念
- 未成年の中毒性物質摂取率の高さへの懸念
- 支援の欠如が見られることへの懸念(脱走などの形でつながらない子どもが出ている)

<sup>71</sup> CASF Art L224-11 : L'association départementale d'entraide entre les pupilles et anciens pupilles de l'Etat participe à l'effort d'insertion sociale des personnes admises ou ayant été admises dans le service de l'aide sociale à l'enfance. A cet effet, elle peut notamment leur attribuer des secours, primes diverses et prêts d'honneur. Ses ressources sont constituées par les cotisations de ses membres, les subventions du département, des communes, de l'Etat, les dons et legs.

Le conseil d'administration comporte deux membres des conseils de famille des pupilles de l'Etat.

<sup>72</sup> <https://fnadepape.org/la-federation/les-textes-de-base/>

- 親たちの住居問題が大きいことへの解決の要請

まとめ

フランスにおいては児童保護に関するルールが詳細に規定されている。子どもに対する不適切な扱いを理由に親権を制限する法律ができたのは1898年だが、2つの大戦中にその予防として妊産婦幼児保護センターの設置と全ての子どものチェックや家庭内へ入っての支援、70年代から家庭支援テクニシャンの派遣や保育所の利用など家族が支援を受けやすい体制づくり、法律も細かく修正を重ね子どもの権利を守ってきた。子どもの権利を専門職の配置と司法で守ろうとしている。

事後対応ではなく予防を特に強化した現在の仕組みができたのは2007年の法律によってである。民間団体、現場で実務についている専門職たちの運動がこの法律の実現を可能にした。予防の柱となっているのは妊産婦幼児保護センター、学校、地区ソーシャルワーカーである。そのほかにも時間軸においても空間的にもミルフィーユ状に福祉があり、専門家が配置されている。現場専門職は公務員であっても社会的活動家の意識で自ら問題を分析し企画していく力が求められており、それを可能にする契約と予算がある。

調査機関を国でいくつも持ち、それぞれが独自に研究者を抱え科学的根拠を集め政策の土台としている。

2019年以降は児童保護副大臣と児童保護国家委員会を置くことでよりこれまで県に実施を任せていたのを国が指揮を取り直し、臨機応変に、そして当事者の状況に近い形で政策を実現しようとしている。

注：

法律の翻訳について十分な訓練を受けていないので、誤訳があったときは指摘をお願いしたい。解釈についてはソーシャルワーカーの養成校である Institut Régional du Travail Social Paris Ile-de-France の Dr.Philippe Fabry 先生と、児童福祉分野各部門の担当者にそれぞれ確認をお願いした。ここに深謝の意を表す。

筆者はパリ市と、パリ市の北にある移民の割合が全国で一番高くそれに伴い福祉関係の予算も一番多いセーヌ・サン・ドニ県を主に調査してきている。制度の運用面が他県、他団体では異なる場合がある。

安發明子(ライター/通訳)  
akikopivoine@gmail.com

## 引用

### 資料

#### AFIREM

Association Française d'information et de recherche sur l'enfance maltraitée

<http://www.afirem.fr/>

Assemblée des départements de France

<http://www.departements.fr/reaction-de-ladf-suite-a-diffusion-de-lemission-zone-interdite-protection-de-lenfance/>

CNCDH Commission Nationale Consultative des Droits de l'Homme, 2019, Avis sur les 30 ans de la convention internationale relative aux droits de l'enfant, La convention au regard de la construction de l'enfant, Avis, 19 novembre 2019.

Cour des comptes, 2020, La protection de l'enfance, Une politique inadaptée au temps de l'enfant, Rapport public thématique Novembre 2020.

#### CNPE

Conseil National de la Protection de l'Enfance

Ministère des Solidarités et de la Santé 内

CNPE, Rapport annuel d'activité 2019

<https://solidarites-sante.gouv.fr/ministere/acteurs/instances-rattachees/conseil-national-de-la-protection-de-l-enfance-cnpe/>

Défenseur des droits, 2020, Rapport du Défenseur des droits au Comité des droits de l'enfant des Nations-Unies.

IGAS (Inspection générale des affaires sociales), 2019, Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance.

IGAS (Inspection générale des affaires sociales), 2013, Evaluation de la politique de soutien à la parentalité (MAP - volet 1) Tome 1 Rapport, RM2013-015P.

#### ISPCAN

The UN Convention on the Rights of the Child

<https://www.ispcan.org/>

Ministère des solidarités et de la santé, 2019, « Stratégie nationale de la prévention et de protection de l'enfance 2020-2022, Garantir à chaque enfant les mêmes chances et les mêmes droits ».

Ministère des solidarités et de la santé, Guide pratique Protection de l'enfance, Prévention en faveur de l'enfant et de l'adolescent.

[https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Guide\\_prevention\\_3\\_BAT-2.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Guide_prevention_3_BAT-2.pdf)

#### ONPE

Observatoire national de la protection de l'enfance

<https://onpe.gouv.fr/>

SENAT, 2007 年の法律について

[https://www.senat.fr/rap/106-205/106-205\\_mono.html#toc17](https://www.senat.fr/rap/106-205/106-205_mono.html#toc17)

France TV, 2021, Pièces à conviction, Les enfants placés : que fait la République, 2021/01/27.

## 文献、記事

Capelier Flore, 2015, Comprendre la protection de l'enfance, L'enfant en danger face au droit, Dunod.

- Conseil d'analyse de la société, 2006, *Le développement durable de la personne*, La documentation française.
- Pelletier Solène, 2003, Les exercices de l'autorité parentale, *Journal du droit des jeunes*, 2003/9 N229, pp33-39
- Rosenczweig Jean-Pierre, 2011, *Les droits des enfants*, Les petites conférences, Bayard.
- Serre Déphine, 2009, *Les coulisses de l'Etat social, Enquête sur les signalements d'enfants en danger*, Raisons d'agir.
- Térard Françoise, 2006, *Des éducateurs dans la rue, Histoire de la prévention spécialisée*, La Découverte.
- Verdier Pierre, 2007, « La loi réformant la protection de l'enfance : une avancée de la protection, un recul des droits », *Journal du droit des jeunes*, Association jeunesse et droit, 2007/5 N265, pp22-31.
- Verdier Pierre, 2012, « La remise en cause du placement, des années 1970 à nos jours », *Journal du droit des jeunes*, Association jeunesse et droit, 2012/1 N311, pp44-47.

職業、サービス、機関の説明

#### 法律について

- Décret (デクレ) 大統領か首相による政令。Décret présidentiel (大統領令)、Décret ministériel (省令)等
- Ordonnance (オルドナンス) 行政命令のうち国会から授権されておこなうもの。(他に Ordonnance de police 警察条例)
- Arrêté (アレテ) 法令、条例、Arrêté ministériel (省令)、Arrêté préfectoral (県条例)
- Circulaire (シルキュレール) 通達

#### 職業名

- ソーシャルワーカー (DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social) : 国家資格。**  
大学卒業と同じレベルで高校卒業後3年間を要する。理論に1749時間、研修に1820時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。
- 家庭経済ソーシャルワーカー (CESF Conseiller en Economique Sociale Familiale) : 国家資格。**  
家計のやりくりができるよう支援する。市営住宅から雇用されて滞納者の支援をする人もいる。パリ市の SSP 担当においては入り口は家計だが、実際には全面的に必要なサポートを担う。
- 専門的エデュケーター (éducateur spécialisé) : 国家資格。**  
3年間専門学校で学ぶ。理論に1450時間、研修に2100時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を学んでいる。児童養護施設、路上エデュケーター、在宅教育支援など児童福祉の現場で大きな役割を担う。社会的教育者として、不適応を起こして

いる子どもやティーンエイジャーの教育を専門とする。身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援もおこなう。

**社会家族テクニシャン(TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale) :** 国家資格。1年半から2年で理論に950時間、研修に1155時間。高校卒業程度。家庭を特定の目的達成のため毎週複数時間訪れる。目的とは、生活リズムを整えることや子どもの年齢に応じた必要なケアや習慣を身につけられることなどで、親子とともに取り組む。

**学校ソーシャルワーカー(SSS Service Sociale Scolaire) :** ソーシャルワーカー資格で働く。学科は教員の担当、児童保護は SSS、教育相談員、心理士、学校医、看護師が担当と役割分担している。生徒の個人的・社会的成功のために話を聞き情報提供しサポートする。学校内、家庭、校外でのこと全ての相談に対応する。生徒にとって情報提供を受け、自分の権利について知り、相談にのってもらい、手伝ってもらい、守ってもらうことができる。校外の機関につないでくれる。

**教育相談員(CPE Conseiller Principal d'Education) :** 修士卒業で受けられる国家公務員資格(または学士に3年以上の公務員実務経験)。1970年の法律で制定された学校生活について生徒を支える職業。学科教員と連携し、生徒を個別にフォローする。子どもの家族とのやりとりをおこなう。学校内の雰囲気(climat scolaire)の質の向上、長期欠席の予防、校内の暴力根絶、リスク行為の予防がミッションである。SSSは外部機関とのやりとりを担当するのに比べCPEは生徒と密に関わる。

**子ども専門裁判官(Juge des enfants) :** 1945年の法律によって未成年の刑法について、1958年の法律によって民法についても担当することになった。つまり、子どもの罪を裁くことと、子どもの保護と二つのミッションを担う。

### サービス名(パリ市)

**地区ソーシャルサービス(SSP Service Social de Proximité) :** パリ市のサービス。各区の Centre d'Action Sociale(社会福祉事務所)でおこなわれる。統括しているのは CASVP Le Centre d'Action Sociale de la Ville de Paris。ソーシャルワーカー資格で SSP をしている場合が多い。(Action sociale は社会福祉と訳されていることがあるが、action は活動、働きかけという意味である。ソーシャルワーカー側が提案するサービスを利用者が選び活用するというイメージである)。

**在宅教育支援(AED Aide Educative à Domicile, AEMO L'action Educative en Milieu Ouvert) :** 児童相談所経由でおこなわれるサービス。専門的エデュケーターが実施する。親の同意がある場合(administrative)は AED、親の同意がなく司法判断である場合(judiciaire)は AEMO。それぞれパリ市では民間団体が実施する。担当エデュケーターが家庭に通い、食卓を共にしたり、一緒に出かける中で親であることについて働きかけをし、教育をサポートする。

**教育サポートデイサービス(SAJE Service d'Accueil de Jour Educatif)**：児童保護の予防目的で親子を支援するサービス。心理士、専門的エドゥケーター、学校エドゥケーターなどの専門職がいる。教育、家族、学校、精神的に難しさを感じている家族を受け入れる。宿題をする場所の提供、行政手続きのサポート、クラブ活動や遠足や家族旅行を実施することにより親であることについて働きかけをし、親子関係、家庭内の循環を改善する。学校で授業に参加することの難しい子どもには授業のある時間帯に受け入れて勉強の個別指導を行うと同時に、ストレスマネジメント、自信や不安、感情の言語化、睡眠のコントロールなどの働きかけもおこなう。

**家族セラピー(Thérapie familiale)**：家族やカップルなど家族の構成員複数を交えた精神療法/心理療法で、家庭内の循環、システムを改善させることを目的としている。

### 機関名(パリ市)

**妊産婦幼児保護センター(PMI Protectoin Maternelle et Infantile)**：日本の「保健所」に相当する。各区に1箇所以上あり、周産期の女性から6歳までの子どもを対象とし、検診と、医療的社会的予防活動を行う。妊娠届や子どもの生後8日、9カ月、24カ月の健診データが医療機関から送られ、それらを全件チェックし、必要と判断した場合フォローし助産師や保育士による家庭訪問を実施する。産後は特に赤ちゃんの体重を定期的に量りに行く場所であり、ベビーマッサージなどの会も開催している。児童保護専門医がおり、担当地区の全ての保育園をまわる。児童保護の三本柱として児童相談所・SSPと連携して取り組む。

**家族手当基金(CAF Caisse d'Allocations Familiales)**：社会保険の家族部門で家庭生活と仕事の両立を容易にし日常生活において家族を助けること、障害者支援を役割としている。経済的支援(家族手当、社会支援、住宅補助、障害者保障や生活保護)の支給、家族をサポートをするサービスの実施(社会家族テクニシャン、保育士派遣等)、保育園などの手続きの実施。

**子どものための社会的支援(ASE Aide Sociale à l'Enfance)**：日本の児童相談所に相当する機関。専門的エドゥケーターまたはソーシャルワーカー資格。「予防」として子どもと親への在宅教育支援(AED、AEMO)をおこなう場合、「保護」として施設措置や里親委託をする場合、それぞれ民間団体に支援業務を委託している(施設と里親のみ市でも機関を持っていて一部は市で引き受ける)。ASEによるフォローが親の合意もしくは裁判官命令で決まった場合、ASEは子と親に面談を実施し、子どもに合った委託先を探す。委託中は適宜監督業務を実施している。

**心配な情報統括部署 (CRIP Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)**：各県に設置されている機関。子どもの心配な情報を収集し、主にSSPに調査指示を出し、ASEへフォローを指示したり、裁判官に判断を仰いだりする。全市民

は、心配な子どもがいる場合、119番に連絡する義務があり、連絡しない場合には罰則がある。119番 Allô enfance en danger (危険にさらされている子ども)は全国の電話をパリにある SNATED Le Service national d'accueil téléphonique pour l'enfance en danger が受けており、情報を整理して心配な情報を CRIP に伝達している。CRIP は緊急性のあるものは裁判官に連絡し24時間以内の保護、緊急性のない(暴力がない)場合は、SSP による3ヶ月以内の調査の結果、支援を受けることについて親の同意がある場合は、ASE に在宅教育支援を指示する。親が協力的でない、心配が大きい場合は子ども裁判官に判断を仰ぐ。